防府市地域防災計画（共通編）新旧対照表

現　行

第１編　総則

第１章　計画の方針

第６節　防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

【防府市】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市	（略） （新設） 13　施設設備の応急復旧に関すること。 14　緊急輸送の確保に関すること。 15　関係団体及び防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16　地域内の公共的団体、住民等を対象とした自主防災組織の育成支援に関すること。 17　その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 18　災害広報に関すること。 19　市民活動支援（ボランティア活動、ＮＰＯ活動等）に関すること。 20　義援金品の受入・配分に関すること。

【指定地方行政機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
中国地方整備局（山口河川国道事務所）	（略） 2　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告・助言に関すること。 （略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（新設）	（新設）

修　正　案

第１編　総則

第１章　計画の方針

第６節　防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

【防府市】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
市	（略） 13　災害廃棄物の処理に関すること。 14　施設設備の応急復旧に関すること。 15　緊急輸送の確保に関すること。 16　関係団体及び防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 17　地域内の公共的団体、住民等を対象とした自主防災組織の育成支援に関すること。 18　その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 19　災害広報に関すること。 20　市民活動支援（ボランティア活動、ＮＰＯ活動等）に関すること。 21　義援金品の受入・配分に関すること。

【指定地方行政機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
中国地方整備局（山口河川国道事務所）	（略） 2　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 （略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
中国総合通信局	1　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　電波の監理及び電気通信の確保に関すること。 3　災害時における非常用通信の運用監督に関すること。 4　非常通信協議会の指導育成に関すること。 5　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。
（略）	（略）
中国四国地方環境事務所	1　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達に関すること。 2　災害時における環境省本省との連絡調整に関すること。

備　考

防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正

表現の適正化

機関追加

機関追加

現　行

【山口県・出先機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
山口健康福祉センター	1　災害時の医療、助産、防疫など被災者の救護に関すること。 2（新設）

【指定地方公共機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
西日本旅客鉄道株式会社（広島支社）	（略）
日本貨物鉄道株式会社（関西支社広島支店）	1　列車の運行規制に関すること。 2　列車の運行状況及び旅客の避難実施状況の広報に関すること。 3　災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4　鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
（略）	（略）
（略）	（略）

【管内の公共的団体】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
防府とくぢ農業協同組合	（略）
（略）	（略）
山口県漁業協同組合防府支店	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

修正案

【山口県・出先機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
山口健康福祉センター	1　災害時の医療、助産、防疫など被災者の救護に関すること。 2　災害廃棄物等の処理及び清掃に関すること。

【指定公共機関】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）	1　電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2　災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3　被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社（中国ネットワーク技術部）	1　電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2　災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3　被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
（略）	（略）
（略）	（略）
西日本旅客鉄道株式会社（山口支社山口安全推進室）	（略）
日本貨物鉄道株式会社（関西支社広島支店）	1　貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2　災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3　鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
（略）	（略）
（略）	（略）

【管内の公共的団体】

機　関　名	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
山口県農業協同組合	（略）
（略）	（略）
山口県漁業協同組合吉佐支店	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

備　考

防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正

機関追加

機関追加

組織改編

県地域防災計画の見直しに伴う修正

組織改編

組織改編

現　　行	修　正　案	備　　考
第２章　防災面からみた防府市の概況 第１節　自然的条件 第６項　ため池 市内には、ため池が 457 か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。	**第２章　防災面からみた防府市の概況** 第１節　自然的条件 第６項　ため池 市内には、ため池が 459 か所あり、ため池等整備事業により玉泉ため池、長尾ため池等が全面改修されている。	時点修正
第３節　防府市の気象と災害 第２項　災害 7　火災 市街地の密集地帯は、火災の発生による延焼の危険度が高く、工業の発展及び一般市民の生活水準の向上に伴い、ガス、石油燃料等の使用が増加している。よって、その災害防止については、新しい観点から検討を要するところである。 なお、防府市においては、近年では、平成 18 年及び 19 年に、それぞれ 70a の雑木を焼損する山林火災が発生している。	第３節　防府市の気象と災害 第２項　災害 7　火災 市街地の密集地帯は、火災の発生による延焼の危険度が高く、工業の発展及び市民の生活環境の変化に伴い、ガスや石油燃料に加えて IH 等の電気機器の使用が増加している。また、太陽光発電システムの普及等により災害発生要因が多種多様化している。よって、それらの災害防止については、新しい観点から検討を要するところである。 なお、防府市においては、平成 18 年及び 19 年に、それぞれ 70a の雑木を焼損する山林火災が発生している。	所要の見直し
第２編　災害予防計画 **第１章　災害に強いまちづくり** 第１節　災害に強い都市基盤の整備 （現状と課題） （略） しかし一方で、狭隘な道路や空き家の問題や、人口減少及び高齢化による農業用施設を始めとする各施設の維持管理等の担い手不足、施設の老朽化に伴う施設改修や整備等の課題も明らかとなっている。	**第２編　災害予防計画** **第１章　災害に強いまちづくり** 第１節　災害に強い都市基盤の整備 （現状と課題） （略） しかし一方で、狭隘な道路や空き家の問題、人口減少及び高齢化による農業用施設を始めとする各施設の維持管理等の担い手不足、施設の老朽化に伴う施設改修や整備等の課題も明らかとなっている。	表現の適正化
第２節　建築物等の安全化の促進 （現状と課題） 本市では、平成 20 年 3 月に防府市耐震改修促進計画（平成２９年６月改正）を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきている。今後も引き続き、さらなる減災を目指し、建築物の安全対策を促進していく。	第２節　建築物等の安全化の促進 （現状と課題） 本市では、平成 20 年 3 月に防府市耐震改修促進計画（平成３１年４月改正）を定め、住宅・建築物の耐震化を進めてきている。今後も引き続き、さらなる減災を目指し、建築物の安全対策を促進していく。	時点修正
第２章　災害に強い人づくり・地域づくり 第１節　防災に関する普及啓発 主な担当関係機関：社会福祉協議会	**第２章　災害に強い人づくり・地域づくり** 第１節　防災に関する普及啓発 主な担当関係機関：市社会福祉協議会	表現の適正化

現　　行	修 正 案	備　　考
災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による災害対策の推進と同時に、事業所の職員や市民一人ひとりが家庭や地域社会において、災害や防災に関する正しい知識を持ち、自らは自らが守る「自助」や助け合いの中で地域を守る「共助」を大事にし、行動する必要がある。 このため、市は、職員及び市民・事業所に対し、災害に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、県及び防災関係機関と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のために行動することや、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で「防災文化」の普及・定着を促すことにより、地域防災力の向上を図る。	災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による災害対策の推進と同時に、事業所の職員や市民一人ひとりが家庭や地域社会において、災害や防災に関する正しい知識を持ち、自らの命は自らが守る「自助」や助け合いの中で地域を守る「共助」を大事にし、行動する必要がある。 市は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、職員及び市民・事業所に対し、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、災害に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、県及び防災関係機関と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のために行動することや、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で「防災文化」の普及・定着を促すことにより、地域防災力の向上を図る。	防災基本計画の見直しに伴う修正
（基本方針） 「防災の日常化」を基本として、以下の取組を実施する。 ○災害発生直後は、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、自主防災思想の普及啓発を図る。 ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（新規） ○（新規） ○（新規）	（基本方針） 「防災の日常化」を基本として、以下の取組を実施する。 ○「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、自主防災思想の普及啓発を図る。 ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○各地域において、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう自主防災組織リーダー等の育成に努める。 ○防災担当部門と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャ）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。 ○防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。	所要の修正 防災基本計画の見直しに伴う修正
第１項　防災に関する普及啓発 1　自主防災思想の普及啓発 災害発生直後は、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、市民一人ひとりが、災害の発生直後から行動できるよう、平常時から、初期消火・救出、救命等の災害対応力の向上を図り、災害発生時には、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所及び市民が連携を図り、災害に対応することが重要である。	第１項　防災に関する普及啓発 1　自主防災思想の普及啓発 「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、市民一人ひとりが行動できるよう、平常時から、初期消火・救出・救命等の災害対応力の向上を図り、災害発生時には、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所及び市民が連携を図り、災害に対応することが重要である。	所要の修正
4　災害教訓の伝承 市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援する。	4　災害教訓の伝承 市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援する。	防災基本計画の見直しに伴う修正

現　　行

6　普及啓発の方法、手段

（略）	◆　（略）
広報活動等	◆　防災ファイル、防災マップ等の配布 ◆　市広報、掲示板、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール等 ◆　インターネット及び報道媒体を通じた情報提供 ◆　ビデオ、災害シミュレーション装置等の活用 ◆　住民に対する巡回指導
（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）

第２節　地域における防災活動力の強化

（現状と課題）

■地区防災計画に関する普及啓発

平成 25 年 6 月の災対法の改正により新たに地区防災計画の作成について規定され、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。本市では、今後、住民や事業所に対して啓発を図っていくとともに、計画作成に意欲がある地区に対して、作成における普及啓発を進める。

なお、その際、地区防災計画策定に当たっては「市の一定の地区」の範囲を検討していく。

（基本方針）

（略）
■住民及び事業所による地区防災計画作成の支援
○自主防災活動に熱心な地区の居住者等に対し、地域の特性に応じた自発的な防災活動に関する「地区防災計画」を作成し、素案として市防災会議へ提案できるよう、自主防災組織の活動支援を推進する。

第２項　**自主防災組織の育成強化**

2　自主防災組織の活動内容

活動の種類	平　常　時　の　活　動	災害発生時の活動
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
避難誘導	◆　（略）	◆　（新規） ◆　避難誘導
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）

修　正　案

6　普及啓発の方法、手段

（略）	◆　（略）
広報活動等	◆　防災ファイル、防災リーフレット、防災マップ等の配布 ◆　市広報、掲示板、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール等 ◆　インターネット及び報道媒体を通じた情報提供 ◆　ビデオ、災害シミュレーション装置等の活用 ◆　住民に対する巡回指導
（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）

第２節　地域における防災活動力の強化

（現状と課題）

■地区防災計画に関する普及啓発

平成 25 年 6 月の災対法の改正により新たに地区防災計画の作成について規定され、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。本市では、今後、住民や事業所に対して啓発を図っていくとともに、計画作成に意欲がある地区に対して、作成における普及啓発を進める。

（削除）

（基本方針）

（略）
■住民及び事業所による地区防災計画作成の支援
○自主防災活動に熱心な地区の居住者等に対し、地域の特性に応じた自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成を支援するなど、自主防災組織の活動支援を推進する。

第２項　**自主防災組織の育成強化**

2　自主防災組織の活動内容

活動の種類	平　常　時　の　活　動	災害発生時の活動
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
避難誘導	◆　（略）	◆　率先避難や呼びかけの実施 ◆　避難誘導
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）
（略）	◆　（略）	◆　（略）

備　　考

所要の修正

所要の修正

所要の修正

県地域防災計画の見直しに伴う修正

第3節　ボランティア活動の環境整備 （基本方針） ○（新規） ○社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、ボランティアへの登録を呼びかける。 ○災害ボランティアセンター運営従事者の養成を図り、人材育成・強化に努める。 ○災害時のボランティアの受入体制の強化に努める。	第3節　ボランティア活動の環境整備 （基本方針） ○社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。 ○社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、防府市ボランティアセンターへの登録を呼びかける。 ○災害ボランティアセンター運営従事者の養成を図り、人材育成・強化に努める。 ○災害時のボランティアの受入体制の強化に努める。	県地域防災計画の見直しに伴う修正
第4節　防災訓練による災害対応力の強化 主な担当関係部署：防災危機管理課、高齢福祉課、障害福祉課、消防本部	第4節　防災訓練による災害対応力の強化 主な担当関係部署：防災危機管理課、高齢福祉課、障害福祉課、教育委員会（学校教育課）、消防本部	所要の修正
第３章　災害活動体制の整備 第1節　市の活動体制の整備 第2項　職員の参集体制の整備 配備体制に応じ、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。速やかに適切な配備体制を構築できるよう、職員の参集基準、参集の方法及び連絡方法の明確化、連絡手段の確保等について定める。その際、臨機応変に対応できるよう、職員個人による様々な災害場面を想定した対応を検討する。 また、職員の安否確認の把握ができるような仕組みを検討する。	**第３章　災害活動体制の整備** 第1節　市の活動体制の整備 第2項　職員の参集体制の整備 配備体制に応じ、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。速やかに適切な配備体制を構築できるよう、職員の参集基準、参集の方法及び連絡方法の明確化、連絡手段の確保等について定める。その際、臨機応変に対応できるよう、職員個人による様々な災害場面を想定した対応を検討する。 また、職員の安否確認について、各部班における連絡体制を構築するほか、職員メールによる安否確認を行う。	所要の修正
第2節　災害情報の収集・伝達体制の整備 （現状と課題） ■情報網・通信手段の整備 現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む。）、ＦＡＸ、災害時優先電話（携帯電話を含む。）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線（消防本部）、簡易無線（クリーンセンター）、市メールサービス、緊急通報 web119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。	第2節　災害情報の収集・伝達体制の整備 （現状と課題） ■情報網・通信手段の整備 現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む。）、ＦＡＸ、災害時優先電話（携帯電話を含む。）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線（消防本部）、簡易無線（クリーンセンター）、市メールサービス、Net119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。	表現の適正化
第3項　市民への広報体制の整備 3　市民へ提供する情報の整理 【達成目標】 ○あらゆる情報伝達手段を使用できるよう、事前に整理し、対応可能な体制を構築する。 ○小・中学校の体育館などの避難場所等と市（本部統括部避難所統括班）との情報伝達手段を確保するため、初動時においてＦＡＸや電話等が活用できるよう調整する。	第3項　市民への広報体制の整備 3　市民へ提供する情報の整理 【達成目標】 ○あらゆる情報伝達手段を使用できるよう、事前に整理し、対応可能な体制を構築する。 ○小・中学校の体育館などの避難場所等と市（総務部総務班）との情報伝達手段を確保するため、初動時においてＦＡＸや電話等が活用できるよう調整する。	組織改編

現　　行	修 正 案	備　　考
第３節　県及び防災関係機関との連携体制の整備 （現状と課題） 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から市、県及び防災関係機関間の連携の推進や、企業等との間で協定を締結するなど、後方支援の体制を整える必要があるが、大規模災害への供えなど不十分な点も多く、以下のような課題がある。	**第３節　県及び防災関係機関との連携体制の整備** （現状と課題） 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から市、県及び防災関係機関間の連携の推進や、企業等との間で協定を締結するなど、後方支援の体制を整える必要があるが、大規模災害への備えなど不十分な点も多く、以下のような課題がある。	誤記修正
第１項　応援協定の締結 １　他市町との相互応援協定の締結 相互応援協定の締結に当たり、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も進める。 また、周辺市町が被災した場合、必要に応じて後方支援を担える体制となるよう、市は、周辺市町とあらかじめ協議するなど、必要な準備を整える。	第１項　応援協定の締結 １　他市町との相互応援協定の締結 県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、平成24年1月12日に「山口県及び市町相互間の災害時応援協定」を締結している。また、大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市町村及び県のみでは十分な対応ができないことが予想されるため、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も進める。 また、周辺市町が被災した場合、必要に応じて後方支援を担える体制となるよう、市は、周辺市町とあらかじめ協議するなど、必要な準備を整える。	所要の修正
第２項　防災関係機関との連携体制の強化・充実 １　県等との連携体制の強化・充実 （略） （略） なお、市消防本部は、緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図る。	第２項　防災関係機関との連携体制の強化・充実 １　県等との連携体制の強化・充実 （略） （略） （削除）	所要の修正
２　ライフライン事業者との連携体制の強化・充実 市は、大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者が必要に応じて市本部等に連絡員を派遣し、被害情報等の共有化を図ることができるよう、あらかじめ必要な事項を定めておく。	２　ライフライン事業者との連携体制の強化・充実 市は、大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者が必要に応じて市本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、被害情報等の共有化を図ることができるよう、あらかじめ必要な事項を定めておく。	表現の適正化
第４節　応援要請・受援体制の整備 第１項　公共団体等への要請・受入体制 ２　受入体制の整備 大規模災害時に、市外から広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れる体制を具体的に定めた受援計画を策定しておく。 なお、応援の受入に当たっては、応援要員及び支援物資等の効率的・効果的な集積と搬送を行うため、専門性を有した民間機関及び民間業者やボランティア団体などの活用も考慮する。 また、広域的な応援の受入れとして、特に検討しておくべき事項は、以下のとおり。	**第４節　応援要請・受援体制の整備** 第１項　公共団体等への要請・受入体制 ２　受入体制の整備 大規模災害時に、市外から広域的な支援を必要とする場合に、速やかに要請し、円滑に受け入れる体制を具体的に定めた受援計画を策定しておく。 なお、応援の受入に当たっては、応援要員及び支援物資等の効率的・効果的な集積と搬送を行うため、専門性を有した民間機関及び民間事業者やボランティア団体などの活用も考慮する。 また、広域的な応援の受入れとして、特に検討しておくべき事項は、以下のとおり。	表現の適正化

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第３項　緊急消防援助隊への要請・受入体制
市は、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。
また、緊急消防援助隊が救助・救急・消火活動を行うための活動拠点として「防府スポーツセンター運動広場」に定め、円滑な受入のための整備に努める。</td><td>第３項　緊急消防援助隊への要請・受入体制
市は、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。
また、緊急消防援助隊が救助・救急・消火活動を行うための活動拠点として「防府市スポーツセンター運動広場」に定め、円滑な受入のための整備に努める。</td><td>誤記修正</td></tr>
<tr><td>**第５節　被災自治体への応援体制の整備**
大規模な災害発生時等に、隣接する市町や協定を締結した自治体、県外の自治体が被災し、応援要請や被災者の受入要請があった場合に、迅速な応援ができる体制の整備を図る。</td><td>**第５節　被災自治体への応援体制の整備**
大規模な災害発生時等に、隣接する市町や協定を締結した自治体、県外の自治体が被災し、応援要請や被災住民の受入要請があった場合に、迅速な応援ができる体制の整備を図る。</td><td>防災基本計画の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>第２項　他市町村からの被災者の受入体制の整備
県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに避難所等を開設するなどして、県外からの被災者を受入れることとなる。このため、市はあらかじめ受入れ先や受入れ体制の検討、整理を行っておく。
なお、受入れ先としては、市営住宅や民間賃貸住宅等の活用も検討しておく。
また、市は県と協力して受入れた被災者の生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供を的確に行うことができるよう、体制の整備を図っておく。</td><td>第２項　他市町村からの被災住民の受入体制の整備
県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災住民の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに避難所等を開設するなどして、県外からの被災住民を受入れることとなる。このため、市はあらかじめ受入れ先や受入れ体制の検討、整理を行っておく。
なお、受入れ先としては、市営住宅や県営住宅、民間賃貸住宅等の活用も検討しておく。
また、市は県と協力して受入れた被災住民の生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供を的確に行うことができるよう、体制の整備を図っておく。</td><td>防災基本計画の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>**第５章　医療救護活動体制の整備**
第１節　医療救護活動体制の整備
第１項　医療救護活動体制の整備
５　県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備
（略）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>**広域搬送拠点の整備等**</td><td>広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておく。
広域搬送拠点でのトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を整備しておくよう努める。</td></tr></table></td><td>**第５章　医療救護活動体制の整備**
第１節　医療救護活動体制の整備
第１項　医療救護活動体制の整備
５　県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備
（略）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>広域搬送拠点の整備等</td><td>広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておく。
広域搬送拠点でのトリアージや救急措置等を行うための場所・設備を整備しておくよう努める。</td></tr></table></td><td>所要の修正</td></tr>
</table>

現　　行	修 正 案	備　　考
第６章　緊急輸送活動体制の整備 第1節　緊急輸送ネットワークの整備 第１項　緊急輸送ネットワークの形成 1　輸送施設、拠点等の指定及び周知 (1)　輸送施設、拠点等の指定 市は、県が指定する緊急輸送道路と物資輸送配送のために市の防災拠点（小・中学校等の避難所、輸送拠点等）とをネットワークする市道について緊急輸送道路への指定を検討する。 また、市として災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点（防府市公設青果物地方卸売市場）を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。 輸送施設及び輸送拠点の指定・見直しに当たっては、災害に対する安全性を考慮しつつ、県及び防災関係機関と協議の上、多重化や代替性の確保を図る。	**第６章　緊急輸送活動体制の整備** 第1節　緊急輸送ネットワークの整備 第１項　緊急輸送ネットワークの形成 1　輸送施設、拠点等の指定及び周知 (1)　輸送施設、拠点等の指定 市は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送拠点として防府市公設青果物地方卸売市場を指定している。また、県が三田尻中関港築地第４号岸壁を広域輸送基地と指定していることから、市においても県に準じて、潮彩市場防府を含めた周辺緑地を広域輸送基地を補完する区域と定め、輸送物資の一時保管場所として利用するほか防災施設の整備を行うことにより物資の備蓄及び大規模災害時における臨時的な避難スペースとしての機能をもたせる。 輸送施設及び輸送拠点の指定・見直しに当たっては、災害に対する安全性を考慮しつつ、県及び防災関係機関と協議の上、多重化や代替性の確保を図る。 市は、県が指定する緊急輸送道路と物資輸送配送のために市の防災拠点（小・中学校等の避難所、輸送拠点等）とをネットワークする市道について緊急輸送道路への指定を検討する。	広域輸送基地を補完する区域と定義
第７章　避難体制の整備 第1節　避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命及び身体の安全を確保するためには的確な避難行動が不可欠である。 市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（屋内での待機等の安全確保措置を含む。以下「避難勧告等」という。）の発令及び伝達体制等の整備を図る。	**第７章　避難体制の整備** 第1節　避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命及び身体の安全を確保するためには的確な避難行動が不可欠である。 市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（屋内での待機等の安全確保措置を含む。以下「避難勧告等」という。）、災害発生情報の発令及び伝達体制等の整備を図る。	防災基本計画の見直しに伴う修正
（現状と課題） 平成 25 年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。また、平成 28 年台風 10 号災害の課題を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難準備情報及び避難指示の名称が変更された。今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。 （略）	（現状と課題） 平成 25 年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。また、平成 28 年台風 10 号災害の課題を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難準備情報及び避難指示の名称が変更され、さらに、平成 30 年 7 月豪雨の課題を踏まえ、住民の避難行動等を支援するため住民がとるべき行動を５段階に分け、発令された情報ととるべき行動の対応を明確化した（警戒レベル）。今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。 （略）	避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正
（基本方針） ○災害事象別に避難勧告等を発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について取りまとめ、避難勧告等判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。 ○放送事業者と連携し、災害時の避難勧告等の伝達体制の強化を図る。	（基本方針） ○災害事象別に避難勧告等を発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に取りまとめ、避難勧告等判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。 ○放送事業者と連携し、災害時の避難勧告等の伝達体制の強化を図る。	避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正

現　　行	修 正 案	備　　考
第１項　避難勧告等の判断基準の整備	第１項　避難勧告等の判断基準の整備	
【達成目標】 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」の改訂に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを速やかに改訂し、避難勧告等の伝達体制等を整備する。 ○毎年、避難勧告の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。	【達成目標】 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」の改訂や「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを速やかに改訂し、避難勧告等の伝達体制等を整備する。 ○毎年、避難勧告の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。	避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正
第２項　避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備 １　避難勧告等の伝達内容の整備と周知 市は、避難勧告等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難勧告等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。 また、避難勧告等の対象となる避難行動として、指定緊急避難場所への移動のほか、公園や他の建物等の安全な場所への移動、近隣の高い建物への移動、建物内の安全な場所での退避などがあり、状況に応じた適切な避難行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する。	第２項　避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備 １　避難勧告等の伝達内容の整備と周知 市は、避難勧告等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難勧告等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。 また、避難勧告等の対象となる避難行動として、地域の状況に応じて、災害が発生するおそれが極めて高い状況等を踏まえ、指定緊急避難場所への避難に限らず、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、屋内での退避等の安全確保も含めた緊急避難も避難であり、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で命を守る最善の行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する	避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正
第３節　避難場所等の指定及び整備 第１項　避難場所等の指定及び周知 １　避難場所等の指定 （2）　福祉避難所の指定 市は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる２次避難所としての福祉避難所の指定を進め、協定の締結に努める。	**第３節　避難場所等の指定及び整備** 第１項　避難場所等の指定及び周知 １　避難場所等の指定 （2）　福祉避難所の指定 市は、指定避難所内の避難スペースでは生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる２次避難所としての福祉避難所の指定を進め、協定の締結に努める。	防災基本計画の見直しに伴う修正
２　避難場所等の周知 ◆　市広報等への掲載 ◆　市ホームページへの掲載 ◆　防災ファイル・防災マップ等への掲載 ◆　説明会の開催 ◆　出前講座等の際に周知	２　避難場所等の周知 ◆　市広報等への掲載 ◆　市ホームページへの掲載 ◆　（削除）・防災マップ等への掲載 ◆　説明会の開催 ◆　出前講座等の際に周知	所要の修正
第２項　避難場所等の運営管理体制の整備 １　避難場所等となる施設管理者との事前協議 避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。	第２項　避難場所等の運営管理体制の整備 １　避難場所等となる施設管理者との事前協議 避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、利用可能スペースの設定等、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。	所要の修正

現　　行	修　正　案	備　　考
2　避難場所等の整備 （略）　（略） （略）　（略） 施設・設備の整備　◆　貯水槽、井戸、仮設トイレ、シャワー、マット、パーティション等 （略）　（略）	2　避難場所等の整備 （略）　（略） （略）　（略） 施設・設備の整備　◆　貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、シャワー、マット、パーテーション等 （略）　（略）	所要の修正
第８章　要配慮者のための環境整備 第1節　要配慮者支援体制の整備 第２項　地域における要配慮者支援体制の整備	**第８章　要配慮者のための環境整備** 第1節　要配慮者支援体制の整備 第２項　地域における要配慮者支援体制の整備	
5　防災機器等の設置促進 市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。	5　防災機器等の設置促進 市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用防災警報器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。	表現の適正化
また、耳や言葉の不自由な方が緊急時に通報できる「緊急通報 web119」の普及・啓発をし、さらに聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。	また、耳や言葉の不自由な方が緊急時に通報できる「Net119」の普及・啓発をし、さらに聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。	表現の適正化
第３節　要配慮者に対する避難生活支援体制の整備 主な担当関係機関：山口県看護協会	第３節　要配慮者に対する避難生活支援体制の整備 主な担当関係機関：山口県看護協会、市社会福祉協議会	表現の適正化
第９章　被災者支援のための事前準備 第1節　被災者支援体制の整備 第３項　罹災証明書等の発行準備	**第９章　被災者支援のための事前準備** 第1節　被災者支援体制の整備 第３項　罹災証明書等の発行準備	
災害発生時には、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談支援窓口を設置し、被災認定や罹災証明書や罹災届出証明書の交付等の被災者支援を円滑に行うことが求められる。このため、市は、事前に相談窓口対応や住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	災害発生時には、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談支援窓口を設置し、被災認定や罹災証明書や罹災届出証明書の交付等の被災者支援を円滑に行うことが求められる。このため、市は、事前に相談窓口対応や住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	被災者生活再建支援システム導入に伴う修正

現　　行	修 正 案	備　　考
第１０章　物資供給体制の整備 第1節　食料の確保・供給体制の整備 第１項　食料の確保・供給体制の整備 1　食料の備蓄 市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる食料について、県による被害想定調査結果（平成 20 年３月）における想定最大避難者数（佐波川断層地震：３万４千人）に基づき、計画的に備蓄を行う。	**第１０章　物資供給体制の整備** 第1節　食料の確保・供給体制の整備 第１項　食料の確保・供給体制の整備 1　食料の備蓄 市は、災害直後に生じる流通の混乱や道路障害等による輸送の困難性を考慮し、調達体制が確保されるまでの間に必要となる食料について、県による被害想定調査結果（平成 20 年３月）における想定避難所生活者数（佐波川断層地震：３万４千人）に基づき、計画的に備蓄を行う。	表現の適正化
2　食料の調達体制の整備 市は、想定最大避難者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要のある食料の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し応援協定を締結するなど、食料の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。また、食料の流通在庫量又は製造能力の把握に努める。	2　食料の調達体制の整備 市は、想定避難所生活者数の予測結果と備蓄量との比較により調達する必要のある食料の数量を把握し、関係団体、民間企業等に対し応援協定を締結するなど、食料の調達要請、受入、管理、配給に関する体制を整備する。また、食料の流通在庫量又は製造能力の把握に努める。	表現の適正化
第１４章　動物救護のための体制の整備 第１節　動物救護活動のための体制の整備 （現状と課題） 災害時の動物救護に関しては、環境省から平成 25 年 8 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、平成 26 年 3 月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う必要がある。	**第１４章　動物救護のための体制の整備** 第１節　動物救護活動のための体制の整備 （現状と課題） 災害時の動物救護に関しては、環境省から平成 25 年 6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、平成 26 年 3 月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。このガイドラインは、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、平成 30 年 3 月に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂されている。今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う必要がある。	「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂に伴う修正
第１５章　行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備 第1節　行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備 主な担当関係部署：社会福祉課、消防本部、クリーンセンター、市民課、生活安全課 主な担当関係機関：防府警察署、消防団	**第１５章　行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備** 第1節　行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備 主な担当関係部署：消防本部、消防団、市民課、生活安全課 主な担当関係機関：防府警察署、徳山海上保安部	所要の修正
第１項　行方不明者の捜索体制の整備 1　行方不明者の捜索体制の整備 市は、警察署と連携して、市民から行方不明者の届出があった場合に捜索を行うための体制を整備するとともに、警察署、消防署（消防団）等の防災関係機関と行方不明者情報を共有するための体制を関係者間で協議し、整備しておく。	第１項　行方不明者の捜索体制の整備 1　行方不明者の捜索体制の整備 市は、警察署と連携して、市民から行方不明者の届出があった場合に捜索を行うための体制を整備するとともに、警察署、海上保安庁等の防災関係機関と行方不明者情報を共有するための体制を関係者間で協議し、整備しておく。	所要の修正

現　　行	修 正 案	備　　考
第１６章　災害廃棄物等の処理体制の整備 第1節　災害廃棄物等の処理体制の整備	**第１６章　災害廃棄物等の処理体制の整備** 第1節　災害廃棄物等の処理体制の整備	
地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。 このため、あらかじめ災害廃棄物の処理、し尿処理及び障害物の除去に必要な事項について定め、処理体制の整備を推進するとともに、県や近隣市町との連携を強化する。	大規模災害では、建物の倒壊や水没、火災等により廃棄物が多量に発生し、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。 このため、あらかじめ災害廃棄物の処理、し尿処理及び障害物の除去に必要な事項について定め、処理体制の整備を推進するとともに、県や近隣市町との連携を強化する。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
（現状と課題） 東日本大震災の教訓等を踏まえた災害の発生に備えて対応を強化すべき課題として、「円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分」・「適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分」が挙げられ、これらの対策方針を基に平成 27 年 7 月に廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び災対法の一部改正が行われた。 今後は、災害時に適正な処理及び再生利用の確保や円滑かつ迅速な処理体制を構築できるよう、災害廃棄物処理計画の策定等により、大規模災害発生時に備えた体制の強化が必要である。	（現状と課題） 本市では、平成３１年４月に「防府市災害廃棄物処理計画」を策定しており、この計画は環境省の示した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、本計画、「防府市ごみ処理基本計画」及び「山口県災害廃棄物処理計画」との整合を図ったもので、大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物の処理を行うことで、速やかに市民生活を復旧・復興させることを目的としている。 この「防府市災害廃棄物処理計画」により構築されている、発災時の廃棄物処理体制について、適宜見直しを行い、より実効性のあるものとする必要がある。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
（基本方針） ○災害廃棄物処理計画の策定等により、災害廃棄物処理体制を強化する。	（基本方針） ○大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物処理を行うため、本市を取り巻く状況等の変化にあわせて、災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理体制を強化する。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
第１項　災害廃棄物の処理体制の整備 (1) 市の取組 市は、大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備等を図る。 なお、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、県災害廃棄物処理計画、県災害廃棄物処理マニュアル、市防災計画及び防府市ごみ処理基本計画との整合を図るものとし、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、具体的に示すものとする。 また、災害時には平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国の関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施することになるため、市は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業者に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。	第１項　災害廃棄物の処理体制の整備 (1) 市の取組 市は、大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物に関する情報の収集・更新や、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制等の構築・見直しを行い、これらを職員等へ周知する。 また、災害時には、必要に応じ県を通じて国、近隣市町、その他の地方自治体の関係機関等から人員及び資機材の応援を得て廃棄物処理を実施する場合や、民間の建設業者や廃棄物処理業者に廃棄物処理を依頼する場合もあるため、市は、あらかじめ、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
(2) 県の取組 県は、災害に備え、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。 また、市町の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておく。	(2) 県の取組 県は、災害に備え、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。 また、国や他の地方自治体の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整えておく。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
【達成目標】 ○災害廃棄物処理計画の策定や県や近隣自治体との連携を進めることで、災害時の廃棄物処理体制等を整備する。 ○ごみ処理の委託業者・許可業者と、災害時の応援協力に関する協定の締結を進める。	【達成目標】 ○災害廃棄物の処理体制等について職員等への周知を進める。 ○廃棄物処理業者など民間の事業者等との災害時の応援協力に関する協定の締結を進める。	

現　　行	修　正　案	備　　考
第２項　し尿処理体制の整備 災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、災害廃棄物処理計画に必要な事項を定めるものとする。 また、市は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。 【達成目標】 ○し尿処理に関する事業者と、災害時の応援協定の締結を進める。	第２項　し尿処理体制の整備 災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、市は、被災地における衛生環境の確保の観点から、必要に応じ避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集を行う。 そのため、市は、あらかじめ民間のし尿処理業者及び近隣市町等との間に、災害時のし尿収集における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。 【達成目標】 ○し尿処理業者と、災害時の応援協定の締結を進める。	防府市災害廃棄物処理計画の策定に伴う修正
第１７章　応急復旧及び復旧対策のための体制整備 **第1節　建物応急対策の整備** 第１項　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 1　被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備 災害発生後の建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否の判定を速やかに行えるよう、あらかじめ、県及び中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、判定士ネットワークの構築や判定要領の制定、判定活動に必要な資材・装備の備蓄等、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。	**第１７章　応急復旧及び復旧対策のための体制整備** **第1節　建物応急対策の整備** 第１項　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 1　被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備 地震発生後の建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否の判定を速やかに行えるよう、あらかじめ、県及び中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、判定士ネットワークの構築や判定要領の制定、判定活動に必要な資材・装備の備蓄等、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。	所要の修正
第２項　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備 3　公営住宅への入居方法の事前整備 公営住宅の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。 【達成目標】 ○公営住宅を災害時に活用できるよう空家状況をデータ等で管理する。 ○応急仮設住宅用地の候補地の拡充を図る。	第２項　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備 3　公営住宅への入居方法の事前整備 公営住宅の空き状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。 【達成目標】 ○公営住宅を災害時に活用できるよう空き状況をデータ等で管理する。 ○応急仮設住宅用地の候補地の拡充を図る。	表現の適正化
第3節　ライフライン施設の応急復旧体制の整備 第１項　ライフライン施設の応急復旧体制の整備 1　上下水道事業者（市上下水道局） 災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。 また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成 29 年２月に「下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成している。今後は、洪水に備えた浸水対策や上水道・工業用水道を含めた業務継続計画を策定することで、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。また、下水道事業者相互間、日本下水道事業団、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。	**第3節　ライフライン施設の応急復旧体制の整備** 第１項　ライフライン施設の応急復旧体制の整備 1　上下水道事業者（市上下水道局） 災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。 また、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう平成 29 年２月に「下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成し、平成 30 年３月に上水道施設を加えた「上下水道業務継続計画（ＢＣＰ）地震・津波編」を作成している。今後は、洪水に備えた浸水対策や活動体制並びに必要な資機材の備蓄及び調達体制を整備する。また、下水道事業者相互間、日本下水道事業団、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。	上下水道ＢＣＰ策定による修正

現　　行	修　正　案	備　　考
5　通信事業者（西日本電信電話株式会社） 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。 また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。	5　通信事業者（西日本電信電話株式会社） (1) 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。 また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。 (2) 通信事業者は，応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は，国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。	県地域防災計画の見直しに伴う修正
第１８章　災害対策に係る資金の運用 第1節　災害対策基金の運用 市は、災害対策事業費等の財源として活用するため、山口県市町災害基金組合規約に基づく基金の積立てを行う。	**第１８章　災害対策に係る資金の運用** 第1節　災害対策基金の運用 市は、災害対策事業費等の財源として活用するため、山口県市町総合事務組合規約に基づく基金の積立てを行う。	組織改編
第３編　災害応急対策計画 **第１章　応急活動体制の確立** 第1節　市活動体制の確保 第１項　配備体制の決定 気象状況及び災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備を決定する。 第１警戒体制：（略） 第２警戒体制：（略） 災害対策本部体制：市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは総務部長の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制	**第３編　災害応急対策計画** **第１章　応急活動体制の確立** 第1節　市活動体制の確保 第１項　配備体制の決定 気象状況及び災害発生状況等を考慮し、あらかじめ定められた基準により、配備を決定する。 第１警戒体制：（略） 第２警戒体制：（略） 災害対策本部体制：市の地域の全部若しくは一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは防災危機管理監の進言により、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施する体制	組織改編
第２項　体制の確保 1　動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、総務部長（総務部長に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。	第２項　体制の確保 1　動員要請 (1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、防災危機管理監（防災危機管理監に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。	組織改編
(2) 自主参集 以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に参集する。 **震度６弱以上の地震発生の場合**：勤務時間外において震度６弱以上の大規模地震が発生した場合 **震度５強以下の地震発生の場合**：周囲の状況から被害の発生が認められる場合	(2) 自主参集 以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、自主的に参集する。 震度６弱以上の地震発生の場合：勤務時間外において震度６弱以上の大規模地震が発生した場合 （削除）：（削除）	配備体制の見直し

現　　行

第２節　災害対策本部等の設置・運営等

第１項　災害対策本部等の設置

１　第１警戒体、第２警戒体制

(2)　第２警戒体制

※台風の接近等、必要に応じ総務部長招集のもと、庁内情報共有会議を開催し、防災気象情報の共有や今後の各部局の対応方針等の確認を行う。

２　水防本部の設置

下表の基準の１つに達した場合、総務部長の進言により、水防長（副市長）は、水災を予防警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、１号館２階防災危機管理課内に水防本部を設置する。災害の状況により水防非常体制ではなく、第１非常体制へ移行する場合あり。

	気　象　災　害　の　場　合
水防非常体制（水防本部設置）	◆　（略） ◆　土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル２以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆　（略） ◆　台風の暴風域が１２時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 ◆　（略）

３　災害対策本部の設置

市の地域の全部若しくは一部に下表に示す災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは総務部長の進言により、市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、市本部を設置する。

	気　象　災　害　の　場　合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合
非常体制（災害対策本部設置）	（略）	（略）	（略）
	（略）	**【第２非常体制】** 市内で震度６弱の地震が発生した場合 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	

修　正　案

第２節　災害対策本部等の設置・運営等

第１項　災害対策本部等の設置

１　第１警戒体制、第２警戒体制

(2)　第２警戒体制

※台風の接近等、必要に応じ防災危機管理監招集のもと、庁内情報共有会議を開催し、防災気象情報の共有や今後の各部局の対応方針等の確認を行う。

２　水防本部の設置

下表の基準の１つに達した場合、防災危機管理監の進言により、水防長（副市長）は、水災を予防警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要と認めたときは、水防非常体制に移行させ、１号館２階防災危機管理課内に水防本部を設置する。災害の状況により水防非常体制ではなく、第１非常体制へ移行する場合あり。

	気　象　災　害　の　場　合
水防非常体制（水防本部設置）	◆　（略） ◆　土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル３相当以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆　（略） ◆　台風の暴風域が２４時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 ◆　（略）

３　災害対策本部の設置

市の地域の全部若しくは一部に下表に示す災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、若しくは防災危機管理監の進言により、市長は、災害予防の措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、市本部を設置する。

	気　象　災　害　の　場　合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合
非常体制（災害対策本部設置）	（略）	（略）	（略）
	（略）	【第２非常体制】 ◆　市内で震度６弱以上の地震が発生した場合 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	

備　　考

組織改編

組織改編

避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正

水防本部設置要綱の改正による修正

組織改編

配備体制の見直しによる

現　　行

	【緊急非常体制】 ◆　市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害の発生を免れないと予想されるとき	**【緊急非常体制】** 市内で震度６強又は震度７の地震が発生した場合 「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表されたとき。 津波により、市の全組織を挙げて災害対応が必要な場合	
設置者	市長（代行第１位：副部長（副本部長）、代行第２位：総務部長、代行第３位：土木都市建設部長）		
設置場所	（略）		
設置に伴う事務	市本部の設置が決定されたとき、直ちに以下の要領にて本部統括部の執務室の設置等の措置を行う。 1　総務部総務班及び広報班は、本部統括部の執務室の開設を補助する。 2　本部設置の措置 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・市本部設置を庁内、出張所、既に開設されている指定緊急避難場所や地区一時避難場所、県、その他防府市防災会議各機関に連絡する。 3　本部統括部総括班及び総務部広報班は、報道機関、広報車等を通じて、市民へ本部設置を周知する。 4　総務班は、全車両を本部運用体制に切り替える。		

(1)　市本部の組織体制及び実施する事務

本部長	市長 （代行第１位：副市長（副本部長）、 代行第２位：総務部長、 代行第３位：土木都市建設部長）
副本部長	副市長 （代行第１位：総務部長、 代行第２位：土木都市建設部長、 代行第３位：総合政策部長）

(2)　設置の通知

公表又は通知先	**方　　法**	**担　当**
庁内各部 （出先機関を含む。）	（略）	
県知事 （防災危機管理課）	山口県総合防災情報システム・ＦＡＸ又は県防災行政無線電話	〃
防府警察署	（略）	
防災関係機関	（略）	
報道機関	（略）	
市民	広報車、市メールサービス、防災ラジオ、市ホームページ、ケーブルテレビ等	総括班
	（略）	

修　正　案

	（削除）	（削除）	
設置者	市長（代行第１位：副市長（副本部長）、代行第２位：防災危機管理監、代行第３位：土木都市建設部長）		
設置場所	（略）		
設置に伴う事務	市本部の設置が決定されたとき、直ちに以下の要領にて本部統括部の執務室の設置等の措置を行う。 1　総務部総務班及び本部統括部広報班は、本部統括部の執務室の開設を補助する。 2　本部設置の措置 ・机、椅子及び事務用品を整備する。 ・災害情報表示を準備する。 ・気象、災害情報収集用紙及び管内地図を整備する。 ・市本部設置を庁内、出張所、既に開設されている指定緊急避難場所や地区一時避難場所、県、その他防府市防災会議各機関に連絡する。 3　本部統括部情報発信班及び本部統括部広報班は、報道機関、広報車等を通じて、市民へ本部設置を周知する。 4　総務班は、全車両を本部運用体制に切り替える。		

(1)　市本部の組織体制及び実施する事務

本部長	市長 （代行第１位：副市長（副本部長）、 代行第２位：防災危機管理監、 代行第３位：土木都市建設部長）
副本部長	副市長 （代行第１位：防災危機管理監、 代行第２位：土木都市建設部長、 代行第３位：総合政策部長）

(2)　設置の通知

公表又は通知先	方　　法	担　当
庁内各部 （出先機関を含む。）	（略）	
県知事 （防災危機管理課）	山口県総合防災情報システム・ＦＡＸ又は県防災行政無線電話	情報発信班
防府警察署	（略）	
防災関係機関	（略）	
報道機関	（略）	
市民	広報車、市メールサービス、防災ラジオ、市ホームページ、ケーブルテレビ等	情報発信班
	（略）	

備　　考

配備体制の見直しによる

誤記修正、組織改編

組織改編

組織改編

組織改編

組織改編

現　　行	修　正　案	備　　考

2 項　市本部の運営

2　本部統括部における活動

(1)　本部統括部における情報の収集、整理

◆　市本部各対策部は、入手した災害の情報をとりまとめ、速やかに電話又は文書連絡により本部統括部総括班へ通知する。

◆　本部統括部総括班で整理した情報は、その内容に応じて本部長に報告し、本部員会議における対策検討資料とする。

◆　参集職員は、参集途上で知り得た情報を各部長に報告する。

(2)　各対策部連絡員による報告

3　本部員会議の実施

招集者	◆　本部員会議の開催の要否は本部長が決定し、招集する。 ◆　なお、本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出る。
本部員会議の構成	（略）
会議の実施場所	（略）
会議における決定事項	（略）
本部員会議の通知	（略）
防災関係機関	（略）

第２章　災害情報等の収集・伝達

第1節　災害発生直前の情報収集・伝達

主な担当関係部署：防災危機管理課、情報発信課（広報班）、市民活動推進課（出張所班）、消防本部、消防団

第１項　気象警報・注意報等の収集

気象警報・注意報等	（略）
土砂災害警戒情報	◆　下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条・土砂災害防止法第27条）。
土砂災害緊急情報	（略）
噴火警報等	（略）

第２項　市本部の運営

2　本部統括部における活動

(1)　本部統括部における情報の収集、整理

◆　市本部各対策部は、入手した災害の情報をとりまとめ、速やかに電話又は文書連絡により本部統括部情報整理班へ通知する。

◆　本部統括部情報整理班で整理した情報は、その内容に応じて本部長に報告し、本部員会議における対策検討資料とする。

◆　参集職員は、参集途上で知り得た情報を各所属長に報告する。

(2)　各対策部連絡員による報告

3　本部員会議の実施

招集者	◆　本部員会議の開催の要否は本部長が決定し、招集する。 ◆　なお、本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を防災危機管理監に申し出る。
本部員会議の構成	（略）
会議の実施場所	（略）
会議における決定事項	（略）
本部員会議の通知	（略）
防災関係機関	（略）

第２章　災害情報等の収集・伝達

第1節　災害発生直前の情報収集・伝達

主な担当関係部署：防災危機管理課、市民活動推進課（出張所班）、消防本部、消防団

第１項　気象警報・注意報等の収集

気象警報・注意報等	（略）
土砂災害警戒情報	◆　下関地方気象台と県砂防課は、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条・土砂災害防止法第27条）。
土砂災害緊急情報	（略）
噴火警報等	（略）

組織改編

所要の修正

組織改編

所要の修正

県地域防災計画の見直しに伴う修正

現　　行

第2節　災害発生時の通信手段の確保

第２項　通信手段の確保

３　他の機関の協力による通信手段の確保

電話・電報施設の優先利用	（略）	（略）
電話回線の被災時の代替通信	（略）	（略）
無線通信等の非常通信の利用	自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備あるいは他の機関が設置している無線局に非常通信の協力を依頼する。（非常通信）	非常通信（非常通信協議会に加入する無線局） 防災相互通信用無線 災害対策用移動通信機器等 災害対策用移動電源車
民間団体等の通信施設の活用	（略）	（略）

第3節　災害情報・被害情報の収集・伝達

第１項　情報収集・伝達連絡体制の確立

市本部各対策部各班	◆　被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査・収集は、原則として各対策部各班が行う。 ◆　被害状況をとりまとめ、本部統括部総括班（情報整理担当）へ報告する。
本部統括部総括班 （情報整理担当）	◆　市本部における情報の収集及び整理を行う。 ◆　各対策部各班からの情報を取りまとめ、県等関係機関へ報告する。

第２項　市の被害情報調査・収集・集約

１　災害情報の収集

(1)各対策部による災害情報の収集

【収集すべき主な情報】

災害発生直後	その後の段階
津波及び土砂災害の発生状況	被害状況
人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
家屋等建物の倒壊状況	避難所の設備状況
火災等の二次災害発生状況及び危険性	避難生活の状況
避難の必要の有無及び避難の状況	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
市民の動向	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
道路及び交通機関の被害状況（特に避難道路及び橋りょう）	医療機関の開設状況

修　正　案

第2節　災害発生時の通信手段の確保

第２項　通信手段の確保

３　他の機関の協力による通信手段の確保

電話・電報施設の優先利用	（略）	（略）
電話回線の被災時の代替通信	（略）	（略）
無線通信等の非常通信の利用	自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備あるいは他の機関が設置している無線局に非常通信の協力を依頼する。（非常通信）	非常通信（非常通信協議会に加入する無線局） 防災相互通信用無線 災害対策用移動通信機器等 臨時災害放送用機器 災害対策用移動電源車
民間団体等の通信施設の活用	（略）	（略）

第3節　災害情報・被害情報の収集・伝達

第１項　情報収集・伝達連絡体制の確立

市本部各対策部各班	◆　被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査・収集は、原則として各対策部各班が行う。 ◆　被害状況をとりまとめ、本部統括部情報整理班へ報告する。
本部統括部情報整理班	◆　市本部における情報の収集及び整理を行う。 ◆　各対策部各班からの情報を取りまとめ、県等関係機関へ報告する。

第２項　市の被害情報調査・収集・集約

１　災害情報の収集

(1)各対策部による災害情報の収集

【収集すべき主な情報】

災害発生直後	その後の段階
津波及び土砂災害の発生状況	被害状況
人命危機の有無及び人的被害の発生状況	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
家屋等建物の倒壊状況	避難所の設備状況
火災等の二次災害発生状況及び危険性	避難生活の状況
避難の必要の有無及び避難の状況	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
市民の動向	電気、水道、下水道、通信サービス等ライフラインの復旧状況
道路及び交通機関の被害状況（特に避難道路及び橋りょう）	医療機関の開設状況

備　　考

県地域防災計画の見直しに伴う修正

組織改編

防災基本計画の見直しに伴う修正

現　　行	修　正　案	備　　考

現行

電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	救護所の設置及び活動状況
その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	傷病者の収容状況

(4)　消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集

災害発生時、消防本部及び消防団は、消火活動及び救出活動を全機能挙げて行う。また、自治会等の自主防災組織は、早急な救援活動を要請するため被害情報の収集に努める。

消防本部	◆　消防本部は、災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。 ◆　各署所は、可能な限りの被害情報収集（資料編「各部別必要情報」参照）を行い、電話又は消防無線を用い消防本部へ連絡する。 ◆　市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報殺到状況等)の情報を積極的に収集する。
消防団	（略）
自主防災組織（自治会等）	（略）

2　住家・人的被害等の調査

(1)　住家被害の調査

生活環境部 **調査班**	◆　住家被害調査班を編成する。 ◆　「被害の分類認定基準・住家被害（内閣府）」に基づき住家被害調査をする。 ◆　甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。 ◆　被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。 ◆　状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。

3　被害状況調査の取りまとめ

(1)　被害調査の取りまとめ

本部統括部総括班は、各被害調査の取りまとめを行う。取りまとめた情報は、総務部長から本部長（市長）へ適宜報告する。また、被害が甚大な場合は、被害状況のとりまとめに時間がかかるなど報告が滞るおそれがあることを踏まえ、本部統括部総括班は、各対策部各班からの報告を待つのみならず、積極的に各対策部各班への被害調査事項の確認等を行い、被害状況の把握の円滑・迅速化に努める。

なお、被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要であるため、総務部広報班において記録写真を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に努める。

修正案

電気、水道、下水道、通信サービス等ライフラインの被害状況	救護所の設置及び活動状況
その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	傷病者の収容状況

(4)　消防本部、消防団及び自主防災組織（自治会等）による災害情報の収集

災害発生時、消防本部及び消防団は、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。また、自治会等の自主防災組織は、早急な救援活動を要請するため被害情報の収集に努める。

消防本部	◆　災害発生時、消火活動及び救出活動を全機能を挙げて行う。 ◆　各署所は、可能な限りの被害情報収集（資料編「各対策部別必要情報」参照）を行い、電話又は消防無線を用い消防本部へ連絡する。 ◆　市本部への情報伝達を遅滞なく行い、情報の共有化を図る。 本部統括部総括班は、被害規模を早期に把握するため、概括情報(緊急通報殺到状況等)の情報を積極的に収集する。
消防団	（略）
自主防災組織（自治会等）	（略）

2　住家・人的被害等の調査

(1)　住家被害の調査

総務部 調査班	◆　住家被害調査班を編成する。 ◆　「被害の分類認定基準・住家被害（内閣府）」に基づき住家被害調査をする。 ◆　甚大な被害を受けた場合は、市本部の指示により、土木都市建設部建築班の職員及びボランティア（建築士等）の応援を得て行う。 ◆　被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めるとともに、連絡調整責任者の派遣を要請する。 ◆　状況の収集、調査については、警察、県及びその他の関係機関と十分連携をとる。

3　被害状況調査の取りまとめ

(1)　被害調査の取りまとめ

本部統括部情報整理班は、各被害調査の取りまとめを行う。取りまとめた情報は、防災危機管理監から本部長（市長）へ適宜報告する。また、被害が甚大な場合は、被害状況のとりまとめに時間がかかるなど報告が滞るおそれがあることを踏まえ、本部統括部情報整理班は、各対策部各班からの報告を待つのみならず、積極的に各対策部各班への被害調査事項の確認等を行い、被害状況の把握の円滑・迅速化に努める。

なお、被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要であるため、本部統括部広報班において記録写真を収集し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に努める。

備考

誤記修正

表現の適正化

組織改編

組織改編

所要の見直し

現　　行	修 正 案	備　　考
第３項　被害状況の報告 3　各種被害状況 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。 救助法に基づく報告については、第 13 章「災害救助法の適用」に定めるところによる。 119 番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。	第３項　被害状況の報告 3　各種被害状況 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。 救助法に基づく報告については、第 13 章「災害救助法の適用」に定めるところによる。 （削除）	所要の修正
第３章　広報活動 **第1節　広報活動** 主な担当関係部署：情報発信課（広報班）、総務課、防災危機管理課、 市民活動推進課（出張所班）、消防本部	**第３章　広報活動** **第1節　広報活動** 主な担当関係部署：情報政策課（広報班）、総務課、防災危機管理課、 市民活動推進課（出張所班）、消防本部	組織改編
第１項　広報体制の確保 1　広報の実施体制 市は、広報活動を行うに当たり、県及び防災関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。 総務部広報班及び本部統括部総務班は、広報責任者及び統括責任者をはじめとした各種の役割分担を定める。 なお、総務部広報班は、本部統括部総務班又は他対策部の応援を受けて、以下のような広報業務を行う。	第１項　広報体制の確保 1　広報の実施体制 市は、広報活動を行うに当たり、県及び防災関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努める。 本部統括部広報班及び情報発信班は、広報責任者及び統括責任者をはじめとした各種の役割分担を定める。 なお、本部統括部広報班は、本部統括部情報発信班又は他対策部の応援を受けて、以下のような広報業務を行う。	組織改編
3　広報手段 災害時には、災害状況により、通常の伝達手段が使用できなくなったり、市民へ届きにくくなったりすることが想定されるため、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次に挙げる多様な広報手段を活用し、広報の多重化を図る。 広報の際は、本部統括部総務班、総務部広報班、消防本部（消防団）、自主防災組織、自治会等と密接に連絡をとるよう努める。また、視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、支援者等の協力を得ながら、外国人には多言語等特性に応じた適切な情報提供となるよう配慮する。	3　広報手段 災害時には、災害状況により、通常の伝達手段が使用できなくなったり、市民へ届きにくくなったりすることが想定されるため、知事を通じた報道機関への放送要請のほか、次に挙げる多様な広報手段を活用し、広報の多重化を図る。 広報の際は、本部統括部情報発信班、消防本部（消防団）、自主防災組織、自治会等と密接に連絡をとるよう努める。また、視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、支援者等の協力を得ながら、外国人には多言語等特性に応じた適切な情報提供となるよう配慮する。	組織改編
第３項　広報活動の実施 2　報道機関に対する発表 報道機関に対する発表は、総務部広報班が行う。発表時間及び場所は、総務部広報班が関係者と協議して決定する。 また、取材対応に関しては、総務部広報班が、来庁報道機関の待機場所や各種機器等の使用や設置等を調整するとともに、電話も含め、問合せに関する対応を、本部統括部総括班をはじめ関係者と協議しながら進める。 なお、本部統括部総括班は、情報の公表及び広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び防災関係機関と連携を取り合う。	第３項　広報活動の実施 2　報道機関に対する発表 報道機関に対する発表は、本部統括部広報班が行う。発表時間及び場所は、本部統括部広報班が関係者と協議して決定する。 また、取材対応に関しては、本部統括部広報班が、来庁報道機関の待機場所や各種機器等の使用や設置等を調整するとともに、電話も含め、問合せに関する対応を、本部統括部総括班をはじめ関係者と協議しながら進める。 なお、本部統括部総括班は、情報の公表及び広報活動の際、必要に応じその内容について、県及び防災関係機関と連携を取り合う。	組織改編

現　行

第４章　応援派遣・受援活動

第1節　防災機関等との応援・受援

第１項　応援・協力の要請

3　協定に基づく応援の要請

(1)　他の地方公共団体等への応援要請

主な応援要請基準	（略）
主な要請内容	（略）
主な協定締結先	◆　山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆　石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体54 自治体） ◆　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち74 自治体） ◆　防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆　災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち９自治体） ◆　雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成６自治体） ◆　山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆　中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆　山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆　火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他４団体 （平成30 年７ 月末現在）

第２項　応援の受入

市は、県及び他の市町村等に応援協力を求めた場合、以下により応援者の受入を行う。

なお、上下水道局に関する応援の窓口は、上下水道対策部上下水道班とする。

第3節　広域消防応援・受援

火災、地震及びその他災害の発生に際し、市の所有する消防力だけでは対応が困難な状況など、広域消防応援の要請を行う必要が生じた場合に、県、県内市町、各消防一部事務組合、さらには他の都道府県が相互の消防力を活用して、災害の被害を軽減し、拡大防止を図るためのの、県内協定に基づく応援要請、応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定め、消防応援及び受援等の強化を図る。

第１項　山口県内広域消防応援計画

山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目に基づき、応援活動を実施する。

市長は、判明する範囲で災害状況を把握した上で、逐次、山口県に対して報告するとともに応援先市町等（消防機関）と必要な連絡調整を行う。

第２項　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

山口県大隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施することを目的とし、緊急消防援助隊運用要綱の規定に基づき、各消防本部は、山口県大隊が第一次出動県隊及び出動準備県隊となる県において震度６弱（政令市は５強）以上の地震災害が発生した場合、津波・大津波警報が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、出動準備を行う。

修 正 案

第４章　応援派遣・受援活動

第1節　防災機関等との応援・受援

第１項　応援・協力の要請

3　協定に基づく応援の要請

(1)　他の地方公共団体等への応援要請

主な応援要請基準	（略）
主な要請内容	（略）
主な協定締結先	◆　山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町） ◆　石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体53 自治体） ◆　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち74 自治体） ◆　防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆　災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち９自治体） ◆　雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成６自治体） ◆　山口県内広域消防相互応援協定書―全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆　中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書―防府市、他 12 団体 ◆　山口県消防防災ヘリコプター応援協定―全県下の市町等を対象 ◆　火災調査等にかかる消防相互応援協定書―防府市、他４団体 （令和元年７ 月末現在）

第２項　応援の受入

市は、県及び他の市町村等に応援協力を求めた場合、以下により応援者の受入を行う。なお、上下水道局に関する応援の窓口は上下水道対策部上下水道総務班、消防応援に関する窓口は消防対策部警防班とする。

第3節　広域消防応援・受援

地震、火災等による大規模災害又は特殊災害が発生し、市の所有する消防力だけでは対応が困難な状況が生じた場合に、県内各消防機関、さらには他の都道府県が相互の消防力を活用して、災害の被害を軽減し、拡大防止を図るため、応援要請、応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定め、消防応援及び受援体制等の整備、強化を図る。

第１項　山口県内広域消防応援計画

山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定める。

第２項　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき、山口県大隊の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施する。

備　考

時点修正

組織改編

所要の修正

所要の修正

所要の修正

所要の修正

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>また、各消防本部は、上記の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに部隊を出動させる。なお、出動部隊には、原則として 72 時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させる。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第 3 項　山口県緊急消防援助隊受援計画
山口県内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊運用要綱の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。
市は、災害規模及び被害状況を考慮して、市を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、県知事に対して運用要綱別記様式により応援要請を行い、応援を受け入れる。</td><td>第 3 項　山口県緊急消防援助隊受援計画
緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。
市長は、災害規模及び被害状況、市及び県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡を行う。</td><td>所要の修正</td></tr>
<tr><td>第 4 節　被災自治体への応援
主な担当関係機関：社会福祉協議会</td><td>第 4 節　被災自治体への応援
主な担当関係機関：市社会福祉協議会</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>他市町村から応援要請をされた場合は、災対法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。
また、県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに被災者を受け入れる。</td><td>被災市町村から応援要請をされた場合は、災対法に基づき、被災市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。
また、県外市町村が被災し、被災都道府県から県に対し、救助法に基づく被災者の受入要請があった場合は、県と協力し、速やかに被災者を受け入れる。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>第 2 項　他市町村からの被災者の受入れ
市は、国、県、他の自治体等と連携し、被災自治体からの被災者を市に受け入れる。その際、被災者の各種ニーズを把握し、可能な限り対応に努める。
主な支援例を以下に示す。
<table><tr><td>指定避難所の開設・運営</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住宅の提供</td><td>（略）</td></tr><tr><td>学校等への受け入れ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ボランティアとの連携</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第 2 項　他市町村からの被災者の受入れ
市は、国、県、他の自治体等と連携し、被災自治体からの被災者を受け入れる。その際、被災者の各種ニーズを把握し、可能な限り対応に努める。
主な支援例を以下に示す。
<table><tr><td>指定避難所の開設・運営</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住宅の提供</td><td>（略）</td></tr><tr><td>学校等への受入れ</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ボランティアとの連携</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>所要の修正

表現の適正化</td></tr>
<tr><td>第７章　緊急輸送
第3節　緊急道路啓開
第 2 項　緊急啓開作業
1　緊急啓開路線の決定
土木都市建設部土木班は、道路の損傷及び道路上の障害物等により通行不能となった道路について、県、国土交通省山口河川国道事務所、その他の道路管理者・港湾管理者又は漁港管理者及び防災関係機関等と連携を図りつつ、啓開すべき道路を決定し、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</td><td>第７章　緊急輸送
第3節　緊急道路啓開
第 2 項　緊急啓開作業
1　緊急啓開路線の決定
土木都市建設部道路班は、道路の損傷及び道路上の障害物等により通行不能となった道路について、県、国土交通省山口河川国道事務所、その他の道路管理者・港湾管理者又は漁港管理者及び防災関係機関等と連携を図りつつ、啓開すべき道路を決定し、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</td><td>組織改編</td></tr>
</table>

現　　行

第８章　避難

第１節　避難勧告等の発令

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報発信課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、
健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

第１項　避難勧告等の発令

1　避難勧告等の情報の種類

避難準備･高齢者等避難開始	（略）
避難勧告	◆　その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの
避難指示（緊急）	◆　勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所で退避させるためのもの ◆　ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

5　避難措置の報告及び通知

発令者	報　告　す　る　時　期	報　告　先	根拠法令
市　長	（略）	知事 （県防災危機管理課）	（略）
水防管理者 （市長）	（略）	（略）	（略）

第４節　避難場所等の設置・運営

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報発信課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、
健康増進課、社会福祉課

修　正　案

第８章　避難

第１節　避難勧告等の発令

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報政策課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、
健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

第１項　避難勧告等の発令

1　避難勧告等の情報の種類

【警戒レベル３】 避難準備･高齢者等避難開始	（略）
【警戒レベル４】 避難勧告 避難指示（緊急）	（避難勧告） ◆　その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの （避難指示（緊急） ◆　勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所で退避させるためのもの ◆　ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。
【警戒レベル５】 災害発生情報	◆　既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとることを求める情報

5　避難措置の報告及び通知

発令者	報　告　す　る　時　期	報　告　先	根拠法令
市　長	（略）	県知事 （県防災危機管理課）	（略）
水防管理者 （市長）	（略）	（略）	（略）

第４節　避難場所等の設置・運営

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報政策課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、
健康増進課、社会福祉課

備　　考

組織改編

避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正

表現の適正化

組織改編

現　　行	修 正 案	備　　考
第１項　避難場所等の開設 1　指定緊急避難場所の開設 (1)　指定緊急避難場所 ◆　（略） ◆　（略） ◆　（略） ◆　避難場所等の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた本部統括部避難所統括班（市本部未設置時は防災危機管理課。以下同様。）は、避難者が混乱しないように早急に避難場所等を開設し、避難場所等の運営の総括を行う。	第１項　避難場所等の開設 1　指定緊急避難場所の開設 (1)　指定緊急避難場所 ◆　（略） ◆　（略） ◆　（略） ◆　避難場所等の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部総務班（市本部未設置時は防災危機管理課。以下同様。）は、避難者が混乱しないように早急に避難場所等を開設し、避難場所等の運営の総括を行う。	組織改編
2　地区一時避難場所の開設 ◆　（略） ◆　（略） ◆　（略） ◆　市（本部統括部避難所統括班）に避難者等に関する情報を連絡する。	2　地区一時避難場所の開設 ◆　（略） ◆　（略） ◆　（略） ◆　市（総務部総務班）に避難者等に関する情報を連絡する。	組織改編
3　指定避難所の開設 ◆　指定避難所の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた本部統括部避難所統括班は、避難者が混乱しないように早急に開設し、運営の総括を行う。 ◆　（略） ◆　（略） ◆　本部統括部避難所統括班は、指定緊急避難場所や地区一時避難場所等からの避難者の受入れについての総括を行う。 ◆　必要に応じ、指定避難所以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。その際、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外にある施設を開設するものとする。	3　指定避難所の開設 ◆　指定避難所の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部総務班は、避難者が混乱しないように早急に開設し、運営の総括を行う。 ◆　（略） ◆　（略） ◆　総務部総務班は、指定緊急避難場所や地区一時避難場所等からの避難者の受入れについての総括を行う。 ◆　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。その際、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外にある施設を開設するものとする。	組織改編 防災基本計画の見直しに伴う修正
第２項　避難場所等の管理・運営 1　避難場所等の運営 避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営をする。 なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。	第２項　避難場所等の管理・運営 1　避難場所等の運営 避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営管理をする。 なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。	防災基本計画の見直しに伴う修正

現　　行	修　正　案	備　　考
第３項　避難場所等の統合及び閉鎖 　避難場所等の統合・閉鎖の判断は、総務部長の進言により、市本部で決定する。 　統合・閉鎖に当たり、総務部避難所統括班が総合的な調整をし、総合政策部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。	第３項　避難場所等の統合及び閉鎖 　避難場所等の統合・閉鎖の判断は、防災危機管理監の進言により、市本部で決定する。 　統合・閉鎖に当たり、総務部総務班が総合的な調整をし、地域交流部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。	組織改編
２　避難場所等の閉鎖 　統合時又は避難勧告等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難所担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。 　閉鎖後は、総務部避難所統括班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。	２　避難場所等の閉鎖 　統合時又は避難勧告等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難所担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。 　閉鎖後は、総務部総務班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。	組織改編
第５節　広域一時滞在 　主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、市政なんでも相談課、子育て支援課、建築課、教育委員会（学校教育課）	**第５節　広域一時滞在** 　主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、市政相談課、子育て支援課、建築課、教育委員会（学校教育課）	組織改編
第２項　避難者の受入れ 　大規模広域災害が発生し、近隣の県等から多数の避難者の受入れが必要な場合、広域避難者の受入れを行う。他の被災自治体からの被災者受入れの際に行う主な事項を以下に示す。 資料編［避難場所等］ ●　３-12-４　他の被災自治体からの被災者受入れ措置	第２項　避難者の受入れ 　大規模広域災害が発生し、近隣の県等から多数の避難者の受入れが必要な場合、広域避難者の受入れを行う。他の被災自治体からの被災住民受入れの際に行う主な事項を以下に示す。 　なお、詳細については、資料編のとおりとする。 資料編［避難場所等］ ●　３-12-４　他の被災自治体からの被災住民受入れ措置	防災基本計画の見直しに伴う修正
第９章　要配慮者の支援 **第１節　避難における支援** 　主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、情報発信課（広報班）、市民活動推進課（出張所班）、建築課、おもてなし観光課、消防本部、消防団	**第９章　要配慮者の支援** **第１節　避難における支援** 　主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、学校教育課、防災危機管理課、市民活動推進課（出張所班）、建築課、おもてなし観光課、消防本部、消防団	所要の修正

現　　行	修　正　案	備　　考

第１項　避難勧告等の発令時の配慮等

2　要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度レベルが２に達した時点でFAXにより伝達する。
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	（略）

第１項　避難勧告等の発令時の配慮等

2　要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度がレベル３相当に達した時点でFAXにより伝達する。
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	（略）
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	（略）

避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）改定に伴う修正

第３節　保健・福祉対策の実施

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、精神保健センター、社会福祉協議会

第３節　保健・福祉対策の実施

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、精神保健センター、市社会福祉協議会

表現の適正化

第１０章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給

第１節　食料の供給

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、健康増進課、農林水産振興課、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局

第１０章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給

第１節　食料の供給

主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、職員課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、健康増進課、農林水産振興課、おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局

組織改編

第１項　食料の供給

1　食料需要の把握

避難所	◆　本部統括部避難所統括班が避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	（略）
旅行者	◆　産業振興部商工観光班が関係施設等の協力を得て把握する。
災害対策業務従事者	（略）
救助活動従事者	（略）
上下水道災害対応業務従事者	（略）

第１項　食料の供給

1　食料需要の把握

避難所	◆　総務部総務班が避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	（略）
旅行者	◆　産業振興部観光班が関係施設等の協力を得て把握する。
災害対策業務従事者	（略）
救助活動従事者	（略）
上下水道災害対応業務従事者	（略）

組織改編

組織改編

現　　行	修　正　案	備　　考
2　食料供給能力の把握 市の備蓄量：◆　本部統括部避難所統括班は、市の食料の備蓄数量等を把握する。 給食関係施設の被害状況：（略） 公的備蓄、調達可能業者数及び調達可能量：（略）	2　食料供給能力の把握 市の備蓄量：◆　総務部総務班は、市の食料の備蓄数量等を把握する。 給食関係施設の被害状況：（略） 公的備蓄、調達可能業者数及び調達可能量：（略）	組織改編
3　食物アレルギー対応食料等の必要数の把握 市（本部統括部避難所統括班）は、各避難場所等からの避難者情報の報告により、食物アレルギーや食事制限等に関する情報を把握する。なお、必要に応じて健康福祉部救護班に助言を求める。	3　食物アレルギー対応食料等の必要数の把握 市（総務部総務班）は、各避難場所等からの報告により、食物アレルギーや食事制限等に関する情報を把握する。なお、必要に応じて健康福祉部救護班に助言を求める。	組織改編
5　食料の調達・輸送・配布 市（本部統括部避難所統括班）は、協定業者等から食料を調達し、指定の集積地防府市公設青果物地方卸売市場 に集め、健康福祉部救助班、ボランティア等による仕分けの後、生活環境部物資輸送班（民間事業者に委託した場合は当該事業者）が各避難場所等へ輸送する。各避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。 なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	5　食料の調達・輸送・配布 市（総務部総務班）は、協定業者等から食料を調達し、指定の集積地防府市公設青果物地方卸売市場に集め、ボランティア等による仕分けの後、生活環境部物資輸送班（民間事業者に委託した場合は当該事業者）が各避難場所等へ輸送する。各避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。 なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	組織改編 所要の修正
6　県への要請 （２）副食等の供給 市（本部統括部避難所統括班）は、通常の供給方法では副食等の確保が難しい場合は、県（救助総務班）へ供給を要請する。	6　県への要請 （２）副食等の供給 市（総務部総務班）は、通常の供給方法では副食等の確保が難しい場合は、県（救助総務班）へ供給を要請する。	組織改編
第２節　応急給水活動 第１項　応急給水活動 1　被害状況の把握 災害発生後、上下水道対策部水道整備班は、直ちに、以下の事項等、給配水施設の被害及び水源施設の被害についての調査を実施する。また、市民・自治会長及び避難場所等開設職員から断水情報を収集する。この際、後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所等へは優先的に給水する必要があるため、積極的な情報収集に努め、万全を期する。	**第２節　応急給水活動** 第１項　応急給水活動 1　被害状況の把握 災害発生後、上下水道対策部水道班は、直ちに、以下の事項等、給配水施設の被害及び水源施設の被害についての調査を実施する。また、市民・自治会長及び避難場所等開設職員から断水情報を収集する。この際、後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所等へは優先的に給水する必要があるため、積極的な情報収集に努め、万全を期する。	組織改編
2　応急給水計画の策定 上下水道対策部水道整備班は、被害調査結果や住民の避難状況などを踏まえ、以下の応急対策事項を協議の上、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。	2　応急給水計画の策定 上下水道対策部水道班は、被害調査結果や住民の避難状況などを踏まえ、以下の応急対策事項を協議の上、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。	組織改編

第３節　生活必需品等の供給 主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、 おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班） 第１項　生活必需品等の供給 1　生活必需品等の需要の把握 避難所：◆　本部統括部避難所統括班が自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。 在宅避難者、一時縁故先などへの避難者：（略） 旅行者：◆　産業振興部商工観光班が関係施設等の協力を得て把握する。 4　生活必需品の調達・輸送・配布 市（健康福祉部救助班）は、協定業者等から生活必需品を調達し、指定の集積地（防府市公設青果物地方卸売市場）に集め、健康福祉部救助班を中心とする職員、生活環境部物資輸送班、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。 なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	**第３節　生活必需品等の供給** 主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、 おもてなし観光課（観光班）・商工振興課 第１項　生活必需品等の供給 1　生活必需品等の需要の把握 避難所：◆　総務部総務班が避難所担当職員や自主防災組織（自治会等）の協力を得て把握する。 在宅避難者、一時縁故先などへの避難者：（略） 旅行者：◆　産業振興部観光班が関係施設等の協力を得て把握する。 4　生活必需品の調達・輸送・配布 市（健康福祉部救助班）は、協定業者等から生活必需品を調達し、指定の集積地（防府市公設青果物地方卸売市場）に集め、生活環境部物資輸送班を中心とする職員、ボランティア等による仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。避難場所等では、避難場所等の収容者や自主防災組織の協力を得て配布する。 なお、食料の調達・輸送・配布時の留意事項等詳細については、資料編のとおりとする。	組織改編 組織改編 所要の修正
第１２章　建物及び宅地の応急対策 **第１節　応急危険度判定** 災害により被災した建築物や被災を受けた宅地は、余震等による倒壊や使用部材の落下等の危険がある。市は、二次災害を防止するため、迅速な応急危険度判定の実施により被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に把握する。 第１項　被災建築物の応急危険度判定 1　応急危険度判定体制の確立 市は、災害により市内の建築物が被災し、又は被災するおそれがある場合は、建築物の応急危険度判定の実施を決定し、市本部の下に実施本部を設置するとともに、県に対し、本部設置を速やかに連絡する。 なお、応急危険度判定は、災害発生後の二次災害防止のために実施するものであり、罹災証明発行のために行う被害家屋調査（応急危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なるものであることに留意する。 **第２節　応急仮設住宅の供与** 第２項　応急仮設住宅の供与	**第１２章　建物及び宅地の応急対策** **第１節　応急危険度判定** 地震により被災した建築物や被災を受けた宅地は、余震等による倒壊や使用部材の落下等の危険がある。市は、二次災害を防止するため、迅速な応急危険度判定の実施により被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に把握する。 第１項　被災建築物の応急危険度判定 1　応急危険度判定体制の確立 市は、地震により市内の建築物が被災し、又は被災するおそれがある場合は、建築物の応急危険度判定の実施を決定し、市本部の下に実施本部を設置するとともに、県に対し、本部設置を速やかに連絡する。 なお、応急危険度判定は、地震発生後の二次災害防止のために実施するものであり、罹災証明発行のために行う被害家屋調査（応急危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なるものであることに留意する。 **第２節　応急仮設住宅の供与** 第２項　応急仮設住宅の供与	所要の修正 所要の修正

現　　行	修 正 案	備　　考
2　対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長(健康福祉部救助班)が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。また、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。 ◆　住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。 ◆　居住する家がない者であること。 ◆　自らの資力では、住家を確保することができない者であること。 ◆　災害時に現実に市に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。) ◆　要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行うこと。	2　対象者及び入居予定者の選定 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長(土木都市建設部建築班)が行う。 入居資格については、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者等、以下の基準を基本とするが、選考に当たっては、要配慮者世帯に配慮する。(入居者については、要配慮者の優先を基本とするが、入居者が要配慮者のみの仮設住宅団地の出現を避けるためにも、地域コミュニティを考慮した入居者の選定を行う。)また、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。 なお、入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。 〔入居要件（次の要件を全て満たす者)〕 ①　住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。 ②　居住する家がない者であること。 ③　自らの資力では、住家を確保することができない者であること。 ④　災害時に現実に市に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)	所要の修正
第３項　建設型応急仮設住宅 2　応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。 応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意志決定の場に女性が参画するよう配慮する。 応急仮設住宅の建設に関して、一般社団法人プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。 なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。	第３項　建設型応急仮設住宅 2　応急仮設住宅の建設方法 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。 応急仮設住宅は、県が建築業者に契約して建設する。県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。この場合、計画及び設計の段階において、意思決定の場に女性が参画するよう配慮する。 応急仮設住宅の建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を求めるに当たっては、同協会との協定書に基づいて行う。 なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。	誤記修正 表現の適正化
3　応急仮設住宅建設の資機材等の調達 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（一般社団法人山口県建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。	3　応急仮設住宅建設の資機材等の調達 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（(一社)山口県建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。 用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（(一社)山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。	表現の適正化 表現の適正化
第４項　借上型応急仮設住宅 **1　借上型応急仮設住宅の確保** 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。 民間賃貸住宅の確保に関しては、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会との協定に基づいて行うものこととする。 また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。	第４項　借上型応急仮設住宅 1　借上型応急仮設住宅の確保 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。 民間賃貸住宅の確保に関しては、(一社)山口県宅地建物取引業協会との協定に基づいて行うものこととする。 また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。	表現の適正化
第１３章　災害救助法の適用 **第1節　災害救助法の適用** 第１項　災害救助法による救助の実施	**第１３章　災害救助法の適用** **第1節　災害救助法の適用** 第１項　災害救助法による救助の実施	

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>3　救助の実施

救助の実施に伴い、市は以下の事務を行う。

<table><tr><td>救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存</td><td>（略）</td></tr><tr><td>被災者台帳の作成</td><td>市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。
なお、被災者台帳の作成に関する詳細は、本編第４編第２章第３節「被災者台帳の作成」を参照のこと。</td></tr><tr><td>罹災証明書の発行</td><td>市長は、救助の実施のため必要があるとき、又は被災者からの要求があったときは、「罹災証明書」を発行する。
罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとし、災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができる。
なお、罹災証明書の発行に関する詳細は、本編第４編第２章第２節「罹災証明書の交付」を参照のこと。</td></tr></table></td><td>3　救助の実施

救助の実施に伴い、市は以下の事務を行う。

<table><tr><td>救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存</td><td>（略）</td></tr><tr><td>被災者台帳の作成</td><td>市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、災害救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成する。
なお、被災者台帳の作成に関する詳細は、本編第４編第２章第３節「被災者台帳の作成」を参照のこと。</td></tr><tr><td>罹災証明書の発行</td><td>市長は、救助の実施のため必要があるとき、又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行する。
罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
なお、罹災証明書の発行に関する詳細は、本編第４編第２章第２節「罹災証明書の交付」を参照のこと。</td></tr></table></td><td>被災者生活再建支援システム導入に伴う修正

所要の修正</td></tr>
<tr><td>第１４章　文教対策
第1節　応急教育対策
大規模災害時には、幼児、児童生徒及び学生の生命並びに身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。
幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校、各種学校、特別支援学校及び大学は、多数の幼児、児童生徒及び学生を預かっており、災害時にはこれらの者の生命及び身体の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として、教育活動の確保もまた重要である。
災害時における児童生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、所管する学校について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

第２項　避難所としての活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。
学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市又は地域住民主体の避難所運営組織が行うものとする。学校は、避難所として施設を開放し、教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。
なお、学校施設は教育を優先して利用するものであるため、避難所として開放する施設の指定は、屋内運動場（体育館）、特別教室、普通教室の順に行うものとし、教職員は、児童生徒の安全確保や学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。</td><td>第１４章　文教対策
第1節　応急教育対策
大規模災害時には、幼児、児童生徒及び学生の生命並びに身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校、各種学校、総合支援学校及び大学は、多数の幼児、児童生徒及び学生を預かっており、災害時にはこれらの者の生命及び身体の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として、教育活動の確保もまた重要である。
災害時における児童生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市は、所管する学校について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

第２項　避難所としての活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に大規模災害が発生した場合には、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。
学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市又は地域住民主体の避難所運営組織が行うものとする。学校は、避難所として施設を開放し、教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。
なお、学校施設は教育を優先して利用するものであるため、避難所として開放する施設の指定は、屋内運動場（体育館）のほか、あらかじめ指定した教室等を利用するものとし、教職員は、児童生徒の安全確保や学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。</td><td>県地域防災計画の見直しに伴う修正

所要の修正</td></tr>
<tr><td>第１５章　帰宅困難者への支援
第1節　帰宅困難者対策

主な担当関係部署：おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、防災危機管理課、総務課</td><td>第１５章　帰宅困難者への支援
第1節　帰宅困難者対策

主な担当関係部署：おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、防災危機管理課、総務課</td><td>組織改編</td></tr>
</table>

現　　行	修　正　案	備　　考
第１６章　保健衛生・防疫活動 第2節　防疫活動 災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生が危惧される。 このため、市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難場所等及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行う。 なお、災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみで実施することは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。	**第１６章　保健衛生・防疫活動** 第2節　防疫活動 災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生が危惧される。 このため、市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難場所等及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行う。 なお、災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市町が実施するものであるが、市のみで実施することは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。	誤記修正
第１７章　動物救護 第1節　動物の救護 主な担当関係部署：生活安全課、防災危機管理課、総務課、社会福祉課、建築課	**第１７章　動物救護** 第1節　動物の救護 主な担当関係部署：生活安全課、防災危機管理課、総務課、建築課	所要の修正
第１８章　行方不明者の捜索・遺体の処理 第1節　行方不明者の捜索 主な担当関係部署：社会福祉課、消防本部	**第１８章　行方不明者の捜索・遺体の処理** 第1節　行方不明者の捜索 主な担当関係部署：消防本部、消防団、社会福祉課	所要の修正
第１項　行方不明者の捜索の実施 3　防府警察署による捜索 警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。	第１項　行方不明者の捜索の実施 3　防府警察署による捜索 警備活動に付随し、市が行う行方不明者の捜索に協力する。	表現の適正化
第2節　遺体の処理 主な担当関係部署：社会福祉課、競輪局、市民課、生活安全課、クリーンセンター	第2節　遺体の処理 主な担当関係部署：社会福祉課、競輪局、市民課、生活安全課	所要の修正
大規模災害では、多数の死者の発生が予想されるが、遺体の取扱いや埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上でも重要であることから、速やかな措置を行うよう努める。	大規模災害では、多数の死者の発生が予想されるが、遺体の取扱いや埋火葬及び納骨が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上でも重要であることから、速やかな措置を行うよう努める。	表現の適正化
また、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。	また、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。	表現の適正化
第１項　遺体の取扱い 2　遺体の一時保存 遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、被害現場付近の適当な場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に遺体を集め、埋葬等が実施できるまで保存する。	第１項　遺体の取扱い 2　遺体の一時保存 遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬ができない場合において、被害現場付近の適当な場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に遺体を集め、埋火葬が実施できるまで保存する。	表現の適正化 表現の適正化

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>第２項　遺体の埋火葬

遺体の埋葬は、市が実施する。県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。
1　埋葬に必要な物資の支給
埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給を行う。

2　火葬・土葬又は納骨の役務の提供
埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する。
市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。この際、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。</td>
<td>第２項　遺体の埋火葬

遺体の埋火葬は、市が実施する。県は、市が行う埋火葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。
1　埋火葬に必要な物資の支給
埋火葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給を行う。

2　火葬・土葬又は納骨の役務の提供
遺体は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する。
市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。この際、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。</td>
<td>表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化</td>
</tr>
<tr>
<td>第１９章　廃棄物処理
第1節　ごみ処理

主な担当関係部署：クリーンセンター、生活安全課、建築課

災害による大量のごみの発生は、住民の生活に著しい混乱や不快感をもたらすため、交通の混雑等を十分考慮した上で、市は、ごみの処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

（活動方針）
○災害に伴うごみの排出量を算出し、廃棄物処理関連業者等と連携して人員、資機材等の協力体制を整える。
○（新規）
○（新規）

（主な活動と実施期間）
<table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>ごみ処理体制の確立</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>ごみ処理の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
第１項　ごみ処理体制の確立

被災地域のごみ処理は、市が実施する。市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。
なお、ごみ処理に係る体制及び収集運搬体制については、資料編のとおりとする。</td>
<td>第１９章　廃棄物処理
第1節　災害廃棄物処理

主な担当関係部署：クリーンセンター、生活安全課、農林水産振興課、建築課

大規模災害では、建物の倒壊や水没、火災等により廃棄物が多量に発生し、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。そのため、市は、迅速かつ適切に廃棄物の処理を行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

（活動方針）
○「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物発生量を算出し、廃棄物処理についての体制を構築する。
○災害状況を把握し、県、隣接市及びその他地方自治体等への支援要請を行う。
○市内の災害廃棄物処理の進捗管理を行う。

（主な活動と実施期間）
<table><tr><th colspan="2">活動項目</th><th>直後</th><th>30 分～</th><th>2 時間～</th><th>24 時間～</th><th>72 時間～</th><th>1 週間～</th></tr><tr><td>1</td><td>災害廃棄物処理体制の確立</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>災害廃棄物処理の実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>
第１項　災害廃棄物処理体制の確立

災害廃棄物の処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、原則として市が実施する。
市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、市内において災害廃棄物処理に努める。</td>
<td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>なお、本市の行政機能が喪失して本市が災害廃棄物を処理できない場合などには、県を通じて、近隣市及びその他地方自治体等へ支援要請を行う。
また、災害廃棄物処理の一部について、地方自治法第 252 条の 14 の規定により、県に事務委託を行うことができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>資料編［廃棄物処理］
● ３-15-４　清掃施設・機材等の状況
● ３-19-１　ごみ処理体制の概要
● ３-19-２　収集運搬体制（ごみ）</td><td>（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td>県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）、山口健康福祉センターは、健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整・指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。また、清掃対策に関する技術援助を行う。
なお、被害が甚大で、市町が自ら処理することが困難であり、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。</td><td>県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）及び山口健康福祉センターは、健康福祉センター相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整・指示を行うとともに、他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。また、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。
なお、被害が甚大で、市町が自ら処理することが困難であり、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>第２項　ごみ処理の実施
ごみの収集及び処分は、廃棄物処理法等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、１次対策、２次対策及び３次対策に分けて実施する。
ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は市民、作業者等の健康管理のため、適切な措置を講じる。

1　ごみ排出量の推定
災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがある。そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。
排出量については、おおむね次の数量を目安に、市の平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保を図る。

(1)　災害廃棄物発生量
<table><tr><th>項目</th><th>計算式、パラメータ等</th></tr><tr><td>災害廃棄物発生量</td><td>被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量
＝（全壊・焼失棟数）×１棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量</td></tr><tr><td>床面積あたりの廃棄物発生量</td><td>木造：0.6 トン/㎡、非木造：1.0 トン/㎡
火災による焼失：0.23 トン/㎡</td></tr><tr><td>津波浸水ごみの１棟あたり廃棄物発生量</td><td>116 トン/棟</td></tr><tr><td>１棟あたり平均床面積</td><td>木造：118 ㎡/棟、非木造：329 ㎡/棟</td></tr></table></td><td>第２項　災害廃棄物処理の実施
災害廃棄物の処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。
災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）等に定める基準により迅速かつ適切に処理し、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は市民、作業者等の健康管理のため、適切な措置を講じる。

1　情報収集及び連絡体制
被災状況や災害廃棄物発生量の推計に必要な情報等について、県及び防災関係機関と協力して情報収集を行う。また、防府市災害対策本部が設置された際には、本部統括部と廃棄物対策班の活動拠点との通信の確保を図る。</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>（削除）</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>(2)　津波堆積物発生量
<table><tr><th>項目</th><th>計算式、パラメータ等</th></tr><tr><td>津波堆積物発生量</td><td>津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数</td></tr><tr><td>堆積重量換算係数</td><td>1.10～1.46 トン/㎥</td></tr></table></td><td>（削除）</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>(3)　災害廃棄物の種類別内訳比率
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">水害、液状化
揺れ、津波</th><th colspan="2">火災</th></tr><tr><th>木造</th><th>非木造</th></tr><tr><td>可燃物</td><td>18%</td><td>0.1%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>不燃物</td><td>18%</td><td>65%</td><td>20%</td></tr><tr><td>コンクリートがら</td><td>52%</td><td>31%</td><td>76%</td></tr><tr><td>金属</td><td>6.6%</td><td>4%</td><td>4%</td></tr><tr><td>柱角材</td><td>5.4%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr></table></td><td>（削除）</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>(4)　避難所から発生する生活ごみ量
<table><tr><th>項目</th><th>計算式、パラメータ等</th></tr><tr><td>避難所から発生する
生活ごみ量</td><td>災害時における避難者数×一人１日平均排出量</td></tr><tr><td>一人１日平均量</td><td>生活系ごみ収集量/収集人口</td></tr></table></td><td>（削除）</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>2　１次対策（家庭ごみ等）
腐敗等が生じやすく、生活上速やかな処理を必要とする可燃ごみやプラスチック製容器包装については、避難所開設場所を収集ルートに組み込み、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。
可燃ごみ処理施設が被災することも考慮に入れ、ピット容量の不足が見込まれる場合には、防府市クリーンセンター内用地等を利用し、環境衛生に支障のない仮置場を確保する。</td><td>2　協力及び支援体制
災害発生時には、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物等を撤去する必要がある。そのため、自衛隊等との情報共有に努め、スムーズな連携を図る。
また、多量の災害廃棄物が発生した場合には、速やかに処理体制を構築する必要があるため、県を通じた国や他の地方公共団体、民間事業者への支援要請を検討するとともに、被災家屋の片づけ等に関わることが想定されるボランティア団体との連携を図る。
なお、本市が被災した場合に県内の市町に協力を要請する一方、県内の市町で同様の被害が出た場合には、速やかに連絡を取り、災害廃棄物処理に関する協力を行う。</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>3　２次対策（粗大ごみ等）
災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に排出されると考えられる。このため、事前に自治会との協議により定めている災害廃棄物集積場所を基本に被災状況を踏まえて集積場所を決定し、収集処理を行う。
その際、集積場所の位置や分別方法、排出期限等について、広報活動により市民に十分周知するものとする。</td><td>3　災害廃棄物の処理
「防府市災害廃棄物処理計画」に定める、災害廃棄物の集積・運搬・中間処理・最終処分・再生利用の基本方針に基づき、災害廃棄物の処理を行う。
処理に先立ち、災害廃棄物の発生量や処理処分可能量の推計を行い、災害廃棄物の処理については、最長3 年間での完了を目指すため、推計した発生量等から処理スケジュールや処理フローを策定し、随時進捗管理を行いながら災害廃棄物の処理を進める。
また、災害廃棄物の排出場所については、市民の最も身近な集積場所として自治会ごとに設けている「災害廃棄物ステーション」や、一次集積所、二次集積所を必要に応じて開設する。</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
</table>

現　　行	修 正 案	備　　考
4　３次対策（がれき） 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、速やかに次により計画的に処理する。 ◆　市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し計画的な処理を行う。一時的に多大な処理が必要な場合には、被災地各地域に仮置場等を設置する。 ◆　県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互協力体制づくりを推進する。 ◆　解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととするが、国による特別措置（廃棄物処理法に基づく公費負担）の適用がなされた場合には、市が業者等にその解体処理を依頼する。	4　損壊家屋等の解体・撤去手続やアスベスト対策 被害の大きな損壊家屋等の撤去は原則として所有者が実施することになるが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある場合等については、所有者の意思を確認した上で、市が適切な対応を行う。 また、家屋の解体・撤去等においては、国の策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」に基づきアスベストの飛散防止対策を行う。	防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
5　アスベスト飛散防止対策 市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成 19 年 8 月環境省　水・大気環境局大気環境課作成）」に基づき、アスベスト飛散防止対策として次に掲げる措置を講じる。 ◆　解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。 ◆　吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。 ・事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。 ・事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。 ・使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施する上で作業を行う。 ◆　吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。	（削除）	防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
6　死亡獣畜処理 （略）	5　死亡獣畜処理 （略）	
7　一般廃棄物の処理施設の復旧 市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。	6　一般廃棄物の処理施設の復旧 （略）	
第2節　し尿処理	**第2節　し尿処理**	
災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理を迅速に実施し、住民の保健衛生の保全を積極的に図る。また、収集運搬、処理等の状況により、近隣自治体に応援要請を行う。	災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、必要に応じ避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集を行う。また、し尿の収集運搬、処理等の状況により、し尿処理業者や近隣自治体に応援要請を行う。	防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
第１項　し尿処理体制の確立 被災地域のし尿処理は、市が行う。大規模災害発生時においては、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。 なお、し尿処理に係る体制及び収集運搬体制については、資料編のとおりとする。	第１項　し尿処理体制の確立 被災地域のし尿処理は、「防府市災害廃棄物処理計画」に基づき、原則として市が行う。大規模災害発生時においては、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。	防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>資料編［防災物資、施設、資機材］
● ３-15-４　清掃施設・機材等の状況</td><td>（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td>資料編［廃棄物処理］
● ３-19-３　し尿処理体制の概要
● ３-19-４　収集運搬体制（し尿）</td><td>（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２項　し尿処理の実施
避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。
また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。</td><td>第２項　し尿処理の実施
（削除）</td><td>防府市防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>1　し尿排出量の推定
し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人１か月約５０リットルとして計算する。
<table><tr><th>項　　目</th><th>計算式、パラメータ等</th></tr><tr><td>し尿収集必要量</td><td>災害時におけるし尿収集必要人数×一人１日平均排出量
＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人１日平均排出量</td></tr><tr><td>仮設トイレ必要人数</td><td>避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数</td></tr><tr><td>断水による仮設トイレ必要人数</td><td>［水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）］×断水率×１／２</td></tr><tr><td>非水洗化区域し尿収集人口</td><td>し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）</td></tr><tr><td>一人１日平均排出量</td><td>し尿収集量／し尿収集人口</td></tr></table></td><td>1　仮設トイレの設置
電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前の住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、避難所や付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。
仮設トイレの確保にあたっては、避難所への避難者数や断水率等から、仮設トイレの必要基数を推計する。
なお、仮設トイレの設置が必要な場合については、県に対し要請を行い、県と関係団体による「災害時における仮設トイレの供給に関する協定」に基づき、供給を受ける。</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
<tr><td>2　仮設トイレの設置、し尿の収集
電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。
避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。
<table><tr><th>項　　目</th><th>計算式、パラメータ等</th></tr><tr><td>仮設トイレ必要基数</td><td>仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安</td></tr><tr><td>仮設トイレ設置目安</td><td>仮設トイレの容量／し尿の一人１日平均排出量／収集頻度</td></tr><tr><td>仮設トイレの容量</td><td>400L とする。</td></tr><tr><td>収集頻度</td><td>３日／回</td></tr><tr><td>留意事項</td><td>◆ 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
◆ 生活環境部環境班は、迅速な仮設トイレの設置のため、関係業者との間の連絡協力体制を確立する。</td></tr></table></td><td>2　（削除）・し尿の収集
市内の避難所等に仮設トイレを設置した場合には、これらの仮設トイレからのし尿の収集を行い、し尿の収集運搬、処理等の状況により、し尿処理業者や近隣自治体に応援要請を行う。
（削除）</td><td>防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</td></tr>
</table>

現　　行	修　正　案	備　　考
◆　仮設トイレの設置等については、要配慮者に配慮するものとする。		
なお、家庭では、水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用するものとする。 また、避難所では、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。	（削除）	防府市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
第3節　障害物除去	第3節　障害物除去	
（活動方針） ○土石や竹木等の建築物の排除に向け、関係機関と調整を実施する。	（活動方針） ○土石や竹木等の障害物の排除に向け、関係機関と調整を実施する。	表現の適正化
第２０章　ボランティア活動支援	**第２０章　ボランティア活動支援**	
第1節　ボランティアの受入・活動支援	第1節　ボランティアの受入れ・活動支援	表現の適正化
主な担当関係機関：社会福祉協議会	主な担当関係機関：市社会福祉協議会	表現の適正化
第１項　災害ボランティアセンターの設置 市は、市本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに防府市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを設置する。 ボランティアとの連携に関する窓口は、災害ボランティアセンターが、ボランティアの受入及び活動の企画・実施、活動に必要な資機材等の調達、市等との連絡調整等、ボランティア活動の支援を行う。	第１項　災害ボランティアセンターの設置 市は、市本部設置後、災害の状況により必要と認めるときは、速やかに防府市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの開設を要請し、社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを設置する。 ボランティアとの連携に関する窓口は、災害ボランティアセンターが、ボランティアの受入れ及び活動の企画・実施、活動に必要な資機材等の調達、市等との連絡調整等、ボランティア活動の支援を行う。	表現の適正化
第２項　災害ボランティアセンターの運営支援 1　ボランティアの受入及び活動調整 災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門的な知識や技術、経験、技能等が効果的に生かされるよう専門性を考慮し、活動ごとにボランティアの受入・活動の調整を行う。 市は、災害ボランティアセンターへ運営スタッフを派遣するなどして緊密に連携し、ボランティアの受入れ及び活動を支援する。災害ボランティアセンターの主な活動は以下のとおり。	第２項　災害ボランティアセンターの運営支援 1　ボランティアの受入及び活動調整 災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門的な知識や技術、経験、技能等が効果的に生かされるよう専門性を考慮し、活動ごとにボランティアの受入れ・活動の調整を行う。 市は、災害ボランティアセンターへ運営スタッフを派遣するなどして緊密に連携し、ボランティアの受入れ及び活動を支援する。災害ボランティアセンターの主な活動は以下のとおり。	表現の適正化
◆　市災害対策本部との連絡調整 ◆　全国的支援組織やボランティア団体、ＮＰＯ法人等との連絡調整 ◆　各種情報の収集・整理・提供 ◆　被災者ニーズの把握 ◆　ボランティアの受付・派遣・需要調整（専門ボランティア、一般ボランティア）	◆　市災害対策本部との連絡調整 ◆　全国的支援組織やボランティア団体、中間支援組織、ＮＰＯ等との連絡調整 ◆　各種情報の収集・整理・提供 ◆　被災者ニーズの把握 ◆　ボランティアの受付・派遣・需要調整（専門ボランティア、一般ボランティア）	県地域防災計画の見直しに伴う修正

現　　行	修　正　案	備　　考
6　関係団体等の支援 関係団体、ＮＰＯ法人、民間企業等は、円滑なボランティア活動を支援するため、専門人材の派遣、資機材や施設・用地の提供などの支援を行う。また、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮する。	6　関係団体等の支援 関係団体、ＮＰＯ、民間企業等は、円滑なボランティア活動を支援するため、専門人材の派遣、資機材や施設・用地の提供などの支援を行う。また、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮する。	所要の修正
7　専門ボランティアの対応 災害ボランティアセンターは、専門ボランティアの希望があったときは、市本部各対策部各班の所掌事務を参考に関係班に連絡する。各関係班は、専門ボランティアの受入れが可能な場合は、活動体制等を協議し、ボランティア活動が円滑に進むよう努める。	7　専門ボランティアの対応 災害ボランティアセンターは、専門ボランティアの希望があったときは、地域交流部出張所班に連絡する。出張所班は、専門ボランティアの活動内容に応じて各班と受入れに関する調整を行い、ボランティア活動が円滑に進むよう努める。	組織改編 所要の修正
第２３章　ライフライン施設等の応急復旧 **第4節　下水道施設** 主な担当関係部署：上下水道局、クリーンセンター（環境班）	**第２３章　ライフライン施設等の応急復旧** **第4節　下水道施設** 主な担当関係部署：上下水道局、クリーンセンター（廃棄物対策班）	組織改編
第１項　下水道施設の応急対策 2　応急対策 （4）応急仮設トイレの確保 （略） なお、仮設トイレの設置は、生活環境部環境班が行う。	第１項　下水道施設の応急対策 2　応急対策 （4）応急仮設トイレの確保 （略） なお、仮設トイレの設置は、生活環境部廃棄物対策班が行う。	組織改編
２４章　農林業災害応急対策 **第3節　貯木対策** 主な担当関係部署：農林水産振興課、河川港湾課	**第２４章　農林業災害応急対策** **第3節　貯木対策** 主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課	所要の修正

現　　行

第４編　復旧・復興計画
第１章　復旧・復興活動
第1節　市の活動体制の確立
第１項　災害復旧本部の設置
2　市復旧本部の組織

【市復旧本部組織図】

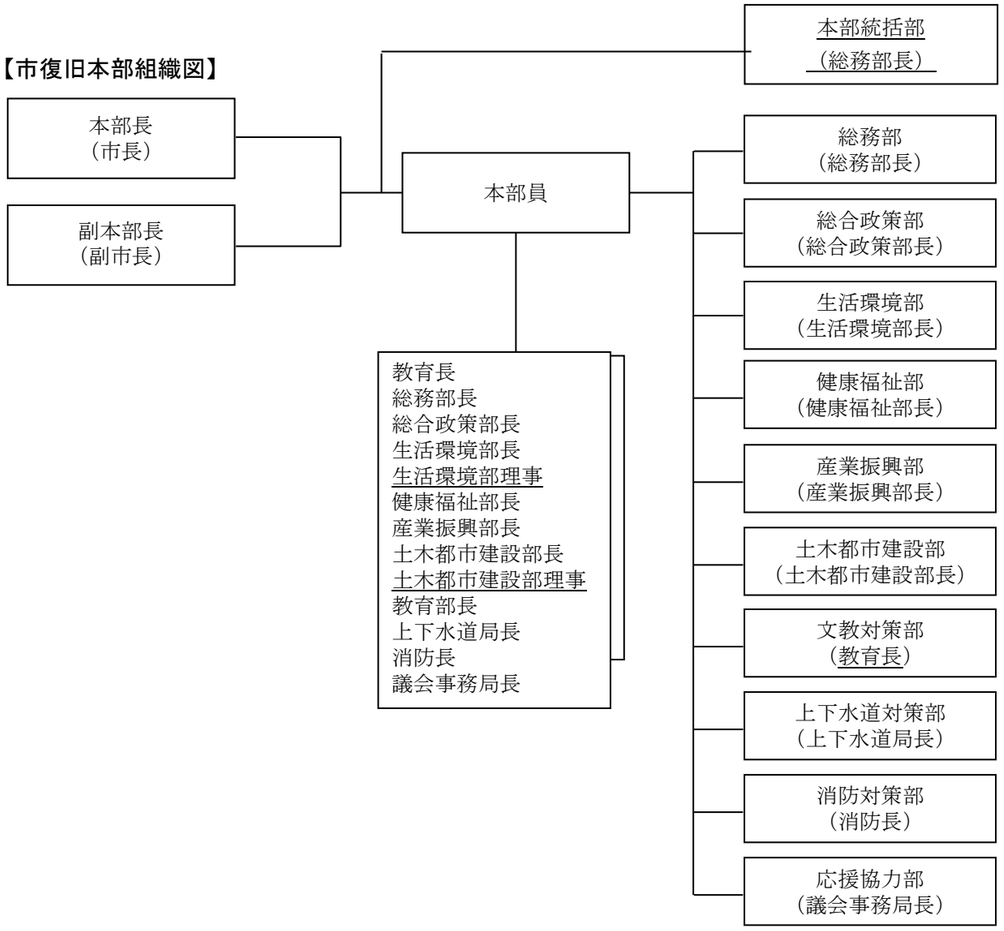

4　市復旧本部の設置（廃止）の通知等
市は、市復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担　当	備　　考
県（防災危機管理課）	防災危機管理課	山口県総合防災情報システム
防　災　関　係　機　関	防災危機管理課	ＦＡＸ・電話
報　　道　　機　　関	情報発信課	ＦＡＸ・電話
市　　民	防災危機管理課、情報発信課	市メールサービス、ホームページ等

修　正　案

４編　復旧・復興計画
第１章　復旧・復興活動
第1節　市の活動体制の確立
第１項　災害復旧本部の設置
2　市復旧本部の組織

【市復旧本部組織図】

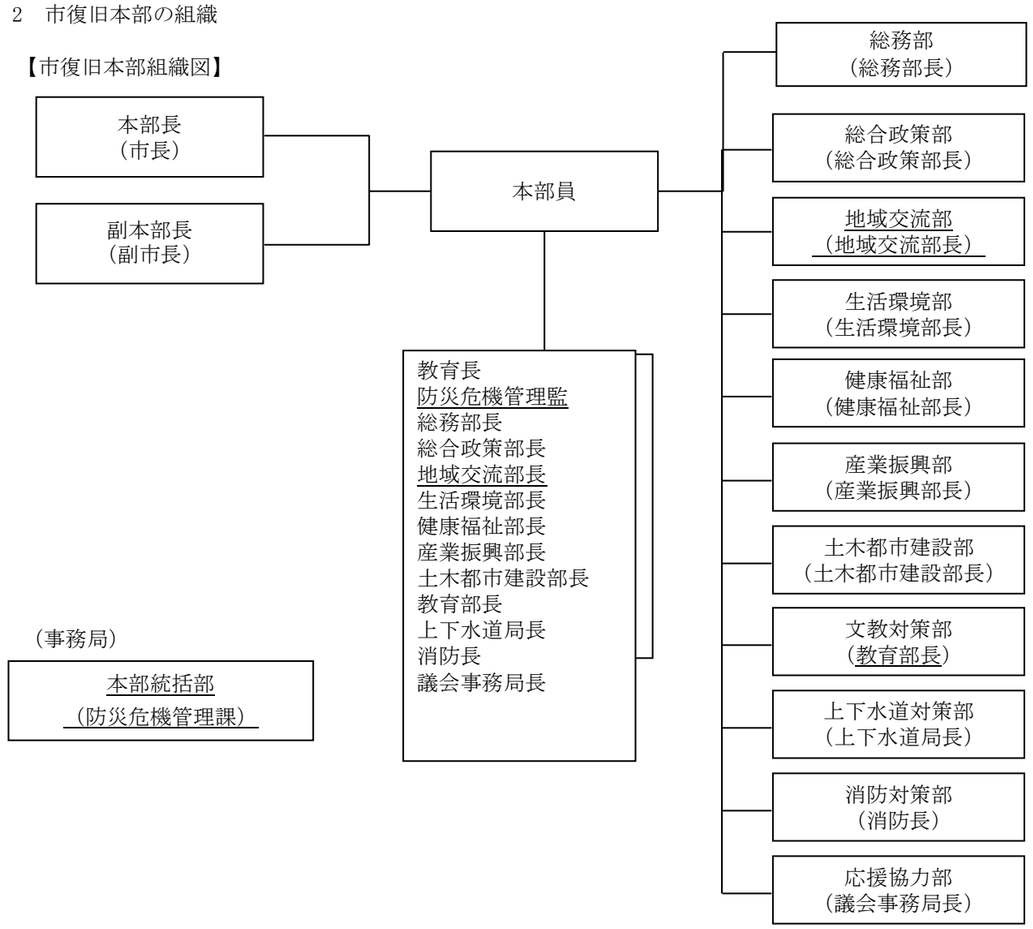

4　市復旧本部の設置（廃止）の通知等
市は、市復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担　当	備　　考
県（防災危機管理課）	防災危機管理課	山口県総合防災情報システム
防　災　関　係　機　関	防災危機管理課	ＦＡＸ・電話
報　　道　　機　　関	情報政策課	ＦＡＸ・電話
市　　民	防災危機管理課	市メールサービス、ホームページ等

備　　考

組織改編

組織改編

組織改編

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>

第２章　被災者の生活再建

第1節　生活相談等の受付

主な担当関係部署：市政なんでも相談課、課税課、収納課、保険年金課　、
高齢福祉課、建築課、子育て支援課

第２節　罹災証明書の交付

第１項　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明書の発行は、健康福祉部救助班・生活環境部調査班が行う。罹災証明書の発行にかかる主な手順の概要を以下に示す。

被害認定調査体制の確立	◆　被害を受けた家屋等の被害調査（認定調査）を行うため、調査班を編成し、調査方針の検討等を行う。 ◆　（新規）
被害家屋の認定調査	（略）
罹災証明書発行の受付	（略）
被災者台帳の整備	（略）
罹災証明書の発行	◆　被災者の申請により、被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 ◆　原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、状況に応じて被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合、調査を省略することができる。
広報活動	（略）

第３節　被災者台帳の作成

主な担当関係部署：社会福祉課

被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者の支援を行う。

第４節　住居の確保

主な担当関係部署：建築課、社会福祉課

</td>
<td>

第２章　被災者の生活再建

第1節　生活相談等の受付

主な担当関係部署：市政相談課、課税課、収納課、保険年金課、
高齢福祉課、建築課、子育て支援課

第２節　罹災証明書の交付

第１項　罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

罹災証明書の発行は、健康福祉部救助班・総務部調査班が行う。罹災証明書の発行にかかる主な手順の概要を以下に示す。

被害認定調査体制の確立	◆　被害を受けた家屋等の被害調査（認定調査）を行うため、調査班を編成し、調査方針の検討等を行う。 ◆　必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
被害家屋の認定調査	（略）
罹災証明書発行の受付	（略）
被災者台帳の整備	（略）
罹災証明書の発行	◆　被災者の申請により、被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 ◆　原則として、被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する家屋等について、被災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）により被害が確認できる場合は、自己判定方式を採用し、調査を省略することができる。
広報活動	（略）

第３節　被災者台帳の作成

主な担当関係部署：社会福祉課、課税課

必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者の支援を行う。

第４節　住居の確保

主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、子育て支援課

</td>
<td>

組織改編

被災者生活再建支援システム導入に伴う修正

防災基本計画の見直しに伴う修正

災害に係る住家認定基準実施体制の手引きの見直しに伴う修正

被災者生活再建支援システム導入に伴う修正

所要の修正

</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>第４項　住宅資金の確保

2　その他の災害関連住宅資金の確保
低所得者世帯、障害者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付けや母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。</td><td>第４項　住宅資金の確保

2　その他の災害関連住宅資金の確保
低所得者世帯、障害者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した住宅の再建をする場合においては、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）貸付けや母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>第６節　租税の特例措置

主な担当関係部署：保険年金課、課税課、収納課</td><td>第６節　租税の特例措置

主な担当関係部署：保険年金課、高齢福祉課、課税課、収納課</td><td>所要の修正</td></tr>
<tr><td>第３項　後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免
広域連合及び市は、被災した被保険者又は連帯納付義務者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時・適切な措置を講じる。</td><td>第３項　後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免
山口県後期高齢者医療広域連合及び市は、被災した被保険者又は連帯納付義務者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時・適切な措置を講じる。</td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>第７節　その他の生活支援

主な担当関係部署：社会福祉課、市政なんでも相談課</td><td>第７節　その他の生活支援

主な担当関係部署：社会福祉課、市政相談課</td><td>組織改編</td></tr>
<tr><td>第８節　貸付・支給による経済再建の支援
第１項　生活資金の貸付

1　生活福祉資金の貸付
<table><tr><td>資金の種類</td><td>◆　総合支援資金、福祉資金、教育支援金及び不動産担保方生活資金</td></tr><tr><td>貸付の概要</td><td>（略）</td></tr><tr><td>申込先</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第８節　貸付・支給による経済再建の支援
第１項　生活資金の貸付

1　生活福祉資金の貸付
<table><tr><td>資金の種類</td><td>◆　総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保方生活資金</td></tr><tr><td>貸付の概要</td><td>（略）</td></tr><tr><td>申込先</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>表現の適正化</td></tr>
<tr><td>2　母子父子寡婦福祉資金の貸付
母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。</td><td>2　母子父子寡婦福祉資金の貸付
災害を受けたことを条件とした融資ではないが、母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金のうち、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の貸付金については被害の状況に応じ、据置期間の特例が設けられている。</td><td>所要の修正</td></tr>
<tr><td>3　県市町中小企業勤労者小口資金
県内に居住し、中小企業の同一事業所に１年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、貸付けは、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</td><td>3　県市町中小企業勤労者小口資金
県内に居住し、中小企業の同一事業所に１年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</td><td>所要の修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>修 正 案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>資金の種類</td><td>◆　（略）</td></tr>
<tr><td>貸付の概要</td><td>◆　貸付限度額　　１００万円以内
◆　（略）
◆　利率　　年１．７１　％</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td>◆　（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>資金の種類</td><td>◆　（略）</td></tr>
<tr><td>貸付の概要</td><td>◆　貸付限度額　　１００万円
◆　（略）
◆　利率　　年１．６３％（保証料別途）</td></tr>
<tr><td>申込先</td><td>◆　（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>表現の適正化

時点修正</td>
</tr>
<tr>
<td>
第３章　公共施設の災害復旧・復興計画
第1節　災害復旧事業の推進
第１項　災害復旧事業の推進

4　災害復旧事業に係る資金の確保
県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。
</td>
<td>
第３章　公共施設の災害復旧・復興計画
第1節　災害復旧事業の推進
第１項　災害復旧事業の推進

4　災害復旧事業に係る資金の確保
県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。
</td>
<td>県地域防災計画の見直しに伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td>
第４章　被災中小企業・農林水産事業者の復興支援
第1節　被災中小企業者の援助措置

（活動方針）
○（新規）
○被災した中小企業者に向けて資金貸付制度や融資制度の活用を促す。
</td>
<td>
第４章　被災中小企業・農林水産事業者の復興支援
第1節　被災中小企業者の援助措置

（活動方針）
○商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
○被災した中小企業者に向けて資金貸付制度や融資制度の活用を促す。
</td>
<td>防災基本計画の見直しに伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td>
第２節　被災農林漁業関係者の援助措置

主な担当関係部署：農林水産振興課
</td>
<td>
第２節　被災農林漁業関係者の援助措置

主な担当関係部署：農林水産振興課、農林漁港整備課
</td>
<td>所要の修正</td>
</tr>
</table>